



# 第2期 阪南市 子ども・子育て支援事業計画



全ての子どもが  
健やかに成長することができる  
地域の実現をめざして

## はじめに

本市では、平成27年3月「阪南市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもの笑顔と笑い声があふれるまち、はんなん」を基本理念として掲げ、全ての子どもが健やかに成長することができる社会の実現をめざして、子ども・子育て支援を総合的に推進してきました。

しかしながら、全国的に人口減少が進展する中、本市においても人口減少や少子高齢化が進行しており、また、今後においても子どもの人数は減少していくことが予想されています。

就労の多様化などによる保育ニーズの増大、核家族世帯の増加、子どもの貧困、ひとり親家庭の現状など、子育て中の家庭や次代の親となる世代を取り巻く環境は年々変化し続けており、孤立化を防ぐなど、地域を含めて子育て支援に対する関心はますます高まりをみせています。

こうした現状を受け、このたび、平成31年度（令和元年度）で計画期間が終了となる「阪南市子ども・子育て支援事業計画」の次期計画として、「阪南市子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況などを踏まえ、本市の子ども・子育て支援のさらなる充実を図るため、「第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画では、SDGsの理念を踏まえた、「誰も一人ぼっちにしない、誰も排除しない」という本市の考え方にに基づき、子育て・子育て支援において、「子どもの最善の利益」が実現されるよう、市の関係各部が連携するのみならず、地域の支え合い活動などとも力を合わせ、包括的で切れ目ないサービスを受けられるように取組を進めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、御尽力いただきました、阪南市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、「子ども・子育てに関するアンケート調査」などに御協力いただきました市民の皆様及び団体の皆様に心からお礼申し上げます。

令和2年3月



阪南市長

水野 謙二



# 目 次

第1章 計画策定にあたって .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の法的根拠と位置づけ .....	2
3 計画の期間 .....	3
4 計画策定体制 .....	4
5 計画の対象 .....	4
第2章 本市の子育てを取り巻く現状等 .....	5
1 人口の推移 .....	5
2 世帯と就労の状況 .....	8
3 本市の就学前教育・保育施設の設置状況及び利用状況等 .....	10
4 アンケート結果からみる現状 .....	12
5 団体ヒアリングの実施 .....	20
6 第1期計画期間における実績 .....	22
7 第1期計画の振り返りと今後の方向性 .....	31
第3章 計画の基本的な考え方 .....	37
1 基本的な考え方 .....	37
2 基本理念 .....	37
3 基本目標と施策の体系 .....	38
第4章 子ども・子育て支援事業における基本目標ごとの取組 .....	39
基本目標1 子どもが心身ともに健やかに育つ環境づくり .....	39
基本目標2 子どもの人権を尊重し、安全・安心に暮らせる環境づくり .....	42
基本目標3 安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり .....	47
第5章 子ども・子育て支援事業における量の見込みと確保方策 .....	55
1 教育・保育提供区域の設定 .....	55
2 幼児期の学校教育・保育 .....	55
3 地域子ども・子育て支援事業 .....	58
4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容 .....	62
5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 .....	62
6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する府との連携 .....	62
7 ワーク・ライフ・バランスのための雇用環境の整備に関する施策との連携 .....	62

第6章 子どもの貧困対策.....	63
1 趣旨 .....	63
2 貧困に関する定義について.....	63
3 アンケート結果からみる現状 .....	64
4 本市が抱える課題と今後の方向性 .....	74
5 基本目標.....	76
6 基本目標ごとの取組 .....	77
第7章 ひとり親家庭等自立促進 .....	87
1 趣旨.....	87
2 アンケート結果等からみる現状.....	87
3 本市が抱える課題と今後の方向性.....	96
4 基本目標.....	97
5 基本目標ごとの取組.....	98
第8章 計画の推進 .....	103
1 計画の推進主体と連携の強化.....	103
2 計画の進行管理.....	103
資料編 .....	104
1 阪南市子ども・子育て会議条例 .....	104
2 阪南市子ども・子育て会議委員名簿.....	105
3 計画の策定過程.....	106
4 阪南市子育て拠点再構築方針イメージ図.....	107
5 子どもの権利条約 .....	108
6 用語集 .....	109

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

子育てを取り巻く地域や家庭の状況は変化し続けており、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、子育てに対し不安を抱える保護者が増加するなど、社会全体で子ども・子育て支援を推進していくことが求められています。

こうした状況の中、国においては、平成24年度に制定された「子ども・子育て関連3法」（「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を開始する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）に基づき、平成27年度から、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための新たな制度（以下「新制度」という。）が開始されました。新制度では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざす考えのもと、制度・財源を一元化して新たな仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことをめざしています。

また、令和元年5月に「子ども・子育て支援法」の改正、令和元年9月に「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」の変更、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されており、子ども・子育て支援に関わる環境は大きく変化しています。

さらに、子どもの貧困対策については、平成26年8月に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、幼児教育・保育の段階的無償化、児童扶養手当の多子加算額の増額、児童扶養手当の全部支給の所得制限引き上げ、給付型奨学金の創設のほか、生活保護世帯を含む生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもたちへの学習支援事業の創設等、教育機会均等や生活の基盤強化に関する支援が推進されています。

令和元年6月に可決・成立した「改正子どもの貧困対策推進法」において、市町村の「子どもの貧困対策計画」の策定が努力義務となりました。貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策が総合的に推進されています。

また、ひとり親家庭等の支援については、平成26年に「母子及び寡婦福祉法」の改正により「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と名称を変え、ひとり親家庭等が仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、また、子どもの貧困対策にも資するよう、ひとり親家庭等への支援施策の強化が推進されています。

「第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」は、こうした近年の社会潮流や本市の子どもを取り巻く現状、「阪南市子ども・子育て支援事業計画（以下「第1期計画」という。）」を踏まえ、本市の子ども・子育て支援のさらなる充実を図るとともに、「子どもの貧困対策計画」及び「ひとり親家庭等自立促進計画」を包含し、策定します。

## 2 計画の法的根拠と位置づけ

### (1) 計画の法的根拠

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」を踏まえて策定する、子ども・子育て支援に係る総合的な計画です。

また、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量を確保する上で必要な施策を展開していくため、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」としても位置づけ、一体的に策定します。さらには、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の第9条及び「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の第12条に基づき、子どもがその生まれ育った環境に左右されることなく、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現をめざす計画とします。

#### ◆子ども・子育て支援事業計画

##### 【子ども・子育て支援法（第六十一条）】

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

##### 【次世代育成支援対策推進法（第八条）】

市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

#### ◆子どもの貧困対策計画

##### 【子どもの貧困対策の推進に関する法律（第九条）】

市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

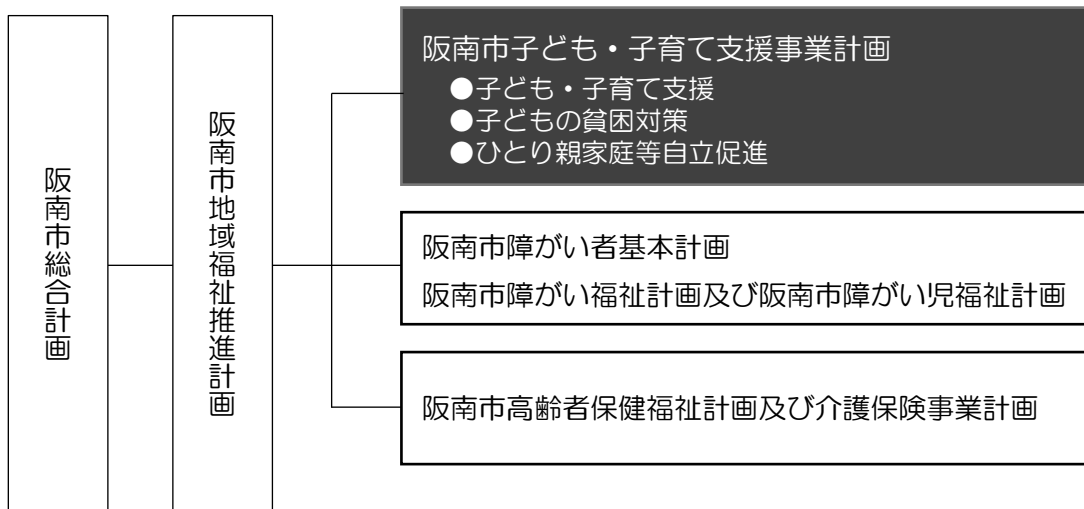
#### ◆ひとり親家庭等自立促進計画

##### 【母子及び父子並びに寡婦福祉法（第十二条）】

都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であって母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。

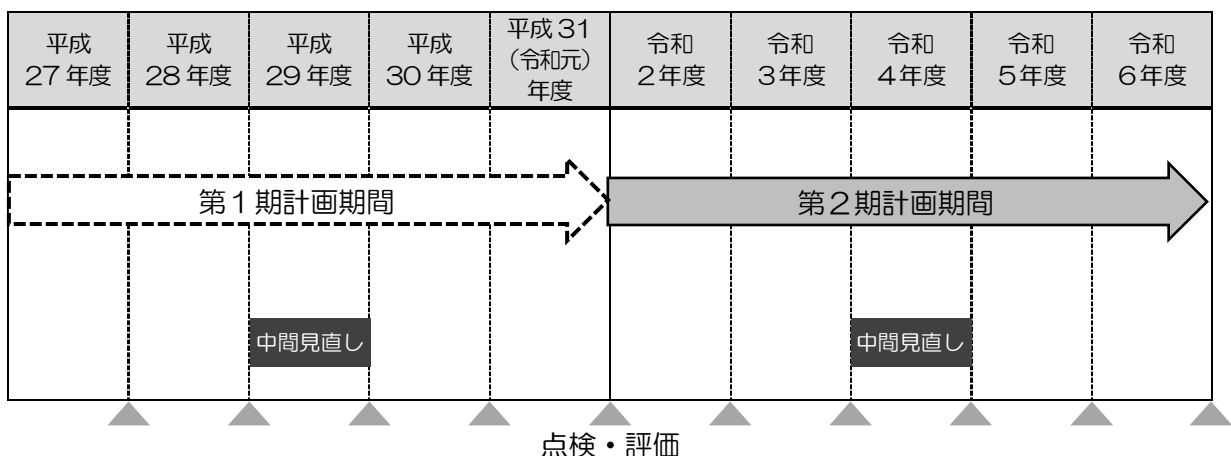
## (2) 計画の位置づけ

本計画の推進にあたっては、「阪南市総合計画」を最上位計画として位置づけ、“地域”に着目した取組を総合し、市民の生活支援をめざす基本計画である「阪南市地域福祉推進計画」をはじめ、各関連計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に施策を展開します。



## 3 計画の期間

本計画は、平成31（令和元）年度までの第1期計画を引き継ぎ、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。ただし、子どもの人口推移や子ども・子育て支援に関するニーズの変化、事業の進捗状況、国の制度の状況を踏まえ、中間年度（令和4年度）を目安に計画の見直しを行い、実態に即した計画の進捗に努めます。





## 4 計画策定体制

---

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく「阪南市子ども・子育て会議」において、内容等の審議を行います。

## 5 計画の対象

---

阪南市に在住する妊婦やその家庭、12歳未満の児童とその家庭の全てを対象とします。

ただし、施策の内容等により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応を行うこととします。



## 第2章 本市の子育てを取り巻く現状等

統計資料、教育・保育に関する事業の実績、アンケート結果等を踏まえ、第1期計画から本計画にいたるまでの社会変化や市民ニーズの変化について分析します。

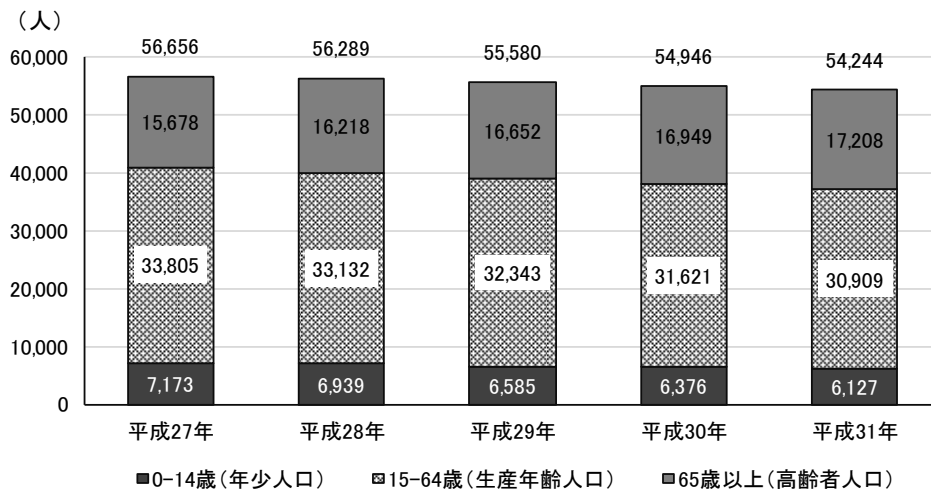
### 1 人口の推移

#### (1) 年齢3区分別人口

本市の人口は、減少を続け平成31年で54,244人となっています。

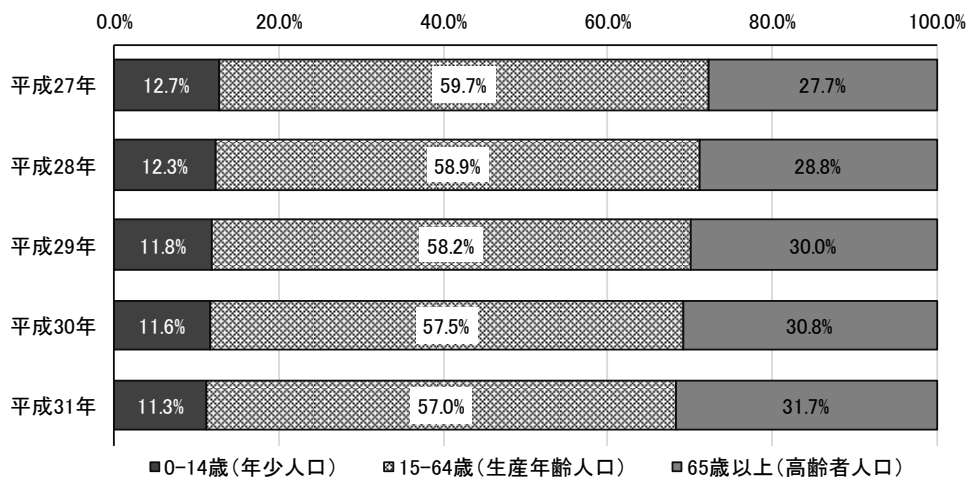
年齢3区分別の人口割合をみると、「0-14歳（年少人口）」、「15-64歳（生産年齢人口）」が減少しているのに対して、「65歳以上（高齢者人口）」が増加し、少子高齢化が進んでいます。

##### ◆年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末）

##### ◆年齢3区分別人口割合の推移



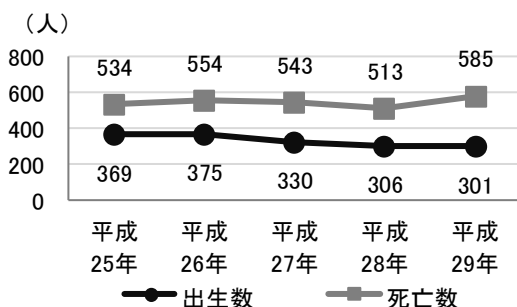
資料：住民基本台帳（各年3月末）

## (2) 人口動態

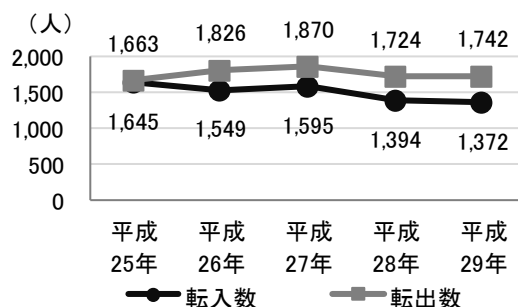
本市の出生・死亡の自然動態については、死亡数が出生数を上回る状況が続いており、平成29年では、死亡数が出生数を284人上回っています。

転入・転出の社会動態については、平成25年はおおむね転入・転出が同様の水準でしたが、平成26年以降は転出数が転入数を上回る状況が続いており、平成29年では、転出数が転入数を370人上回っています。

### ◆自然動態



### ◆社会動態

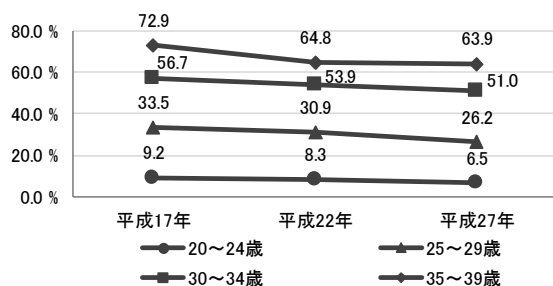


資料：人口動態統計

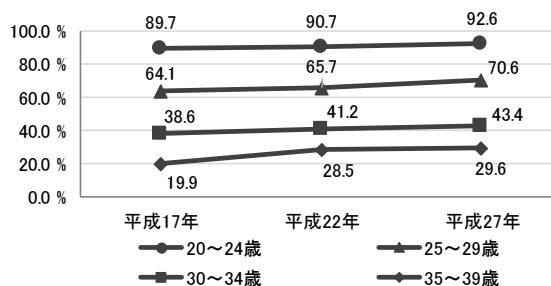
## (3) 有配偶者率と未婚率の推移

本市の有配偶者率は、平成17年と比較して、いずれの年代においても減少しています。一方、未婚率についてはいずれの年代においても増加しています。

### ◆有配偶者率の推移



### ◆未婚率の推移

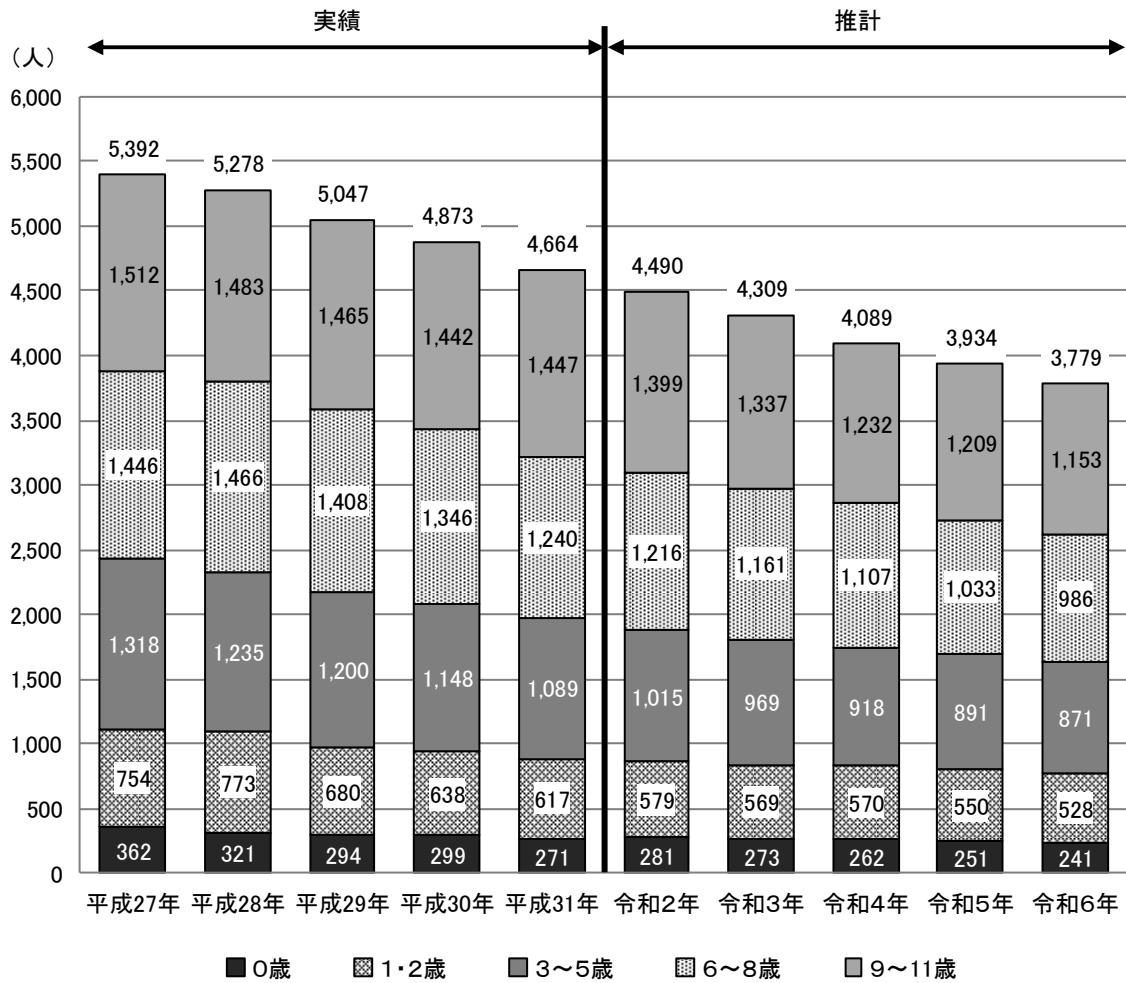


資料：国勢調査

### (4) 児童数の動向

本市の12歳未満の児童数については、年々減少しています。平成31(令和元)年では4,664人となっており、今後も減少は継続するものと見込まれ、本計画の最終年度である令和6年では3,779人となることを見込まれます。

◆児童数の推移と今後の推計



資料：〔実績〕住民基本台帳（各年3月末）  
〔推計〕住民基本台帳人口を基にコーホート変化率法で算出

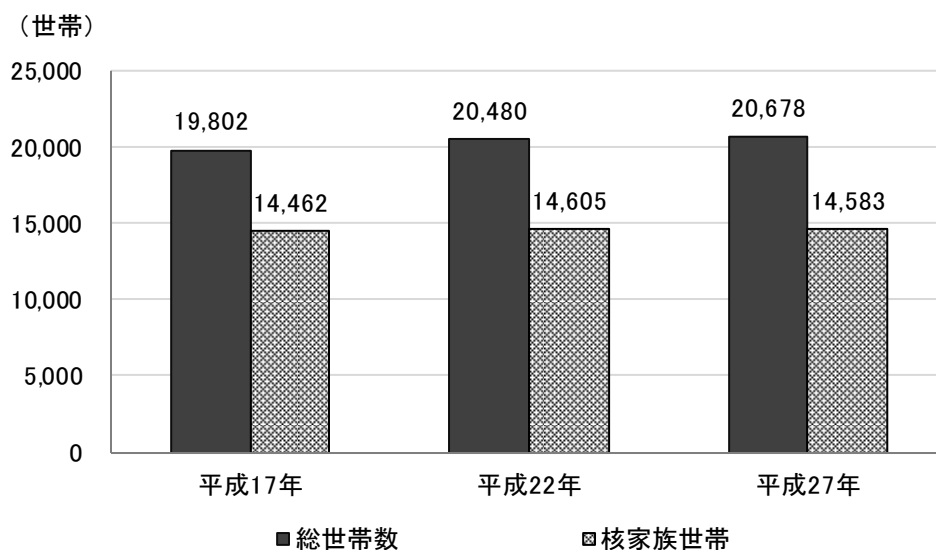
※コーホート変化率法：同時出生集団の一定期間における人口の変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

## 2 世帯と就労の状況

### (1) 世帯の状況

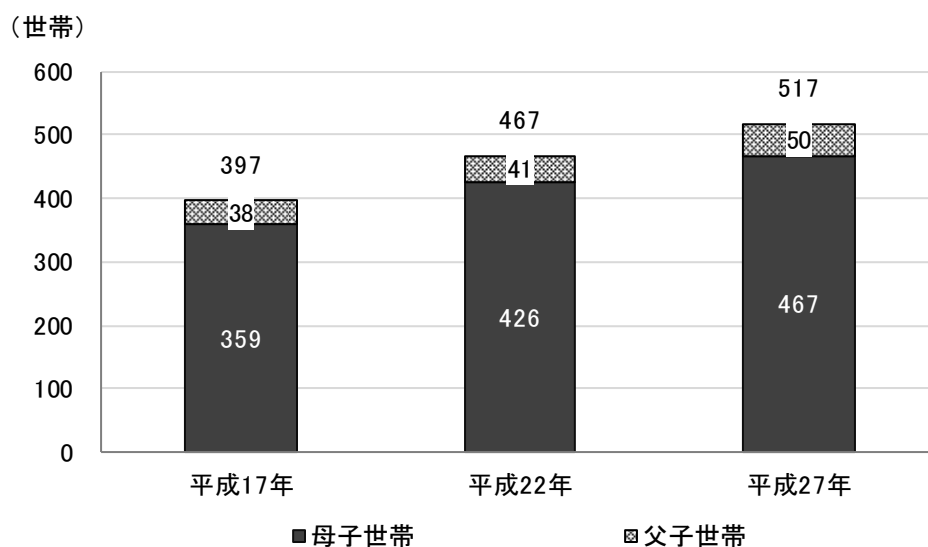
世帯数は年々緩やかな増加傾向にあり、核家族世帯はおおむね横ばいでの推移となっています。ひとり親家庭は、年々増加傾向にあります。平成17年と平成27年では全体として120世帯増加しています。ひとり親家庭のうち、母子家庭の世帯割合は9割程度となっています。

#### ◆世帯構成の推移



資料：国勢調査

#### ◆ひとり親家庭の推移



資料：国勢調査

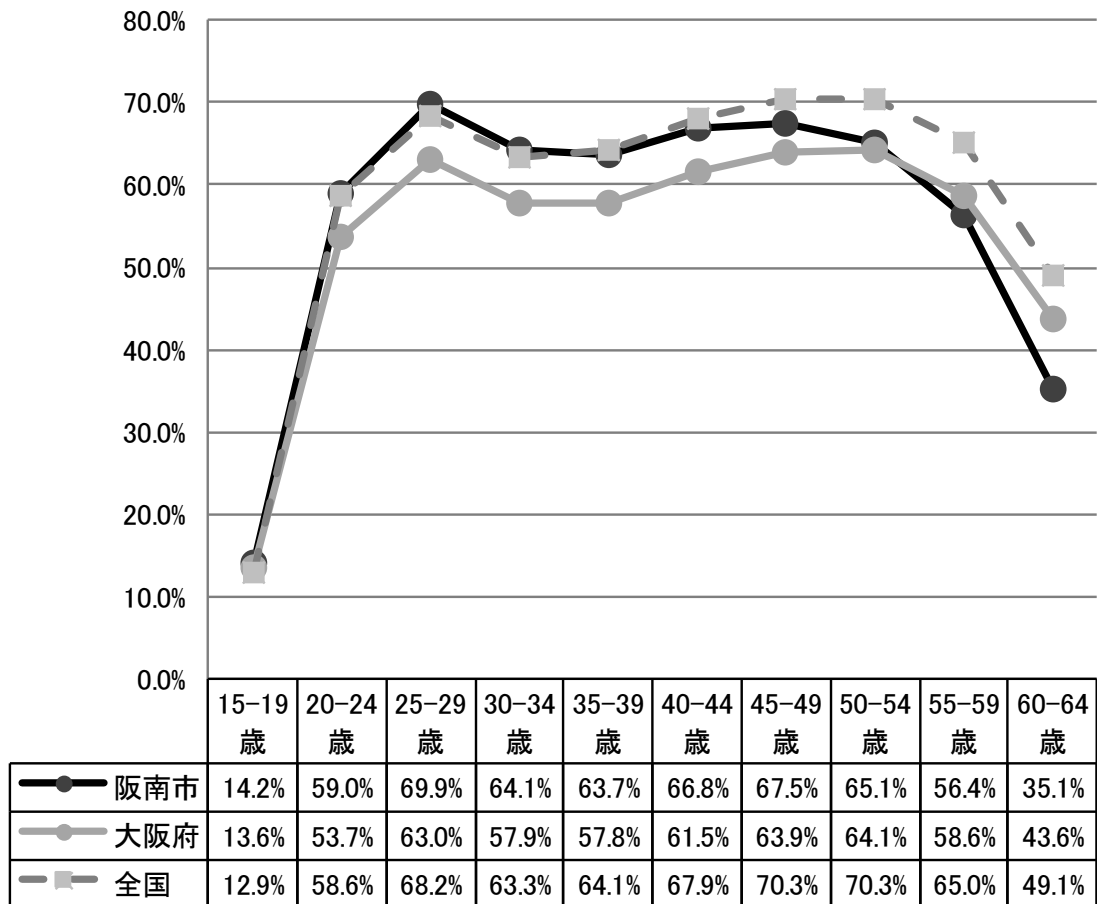
## (2) 女性の就業状況

本市の平成 27 年の女性の就業率をみると、25-29 歳をピークに徐々に下降していき、40 歳台でわずかに上昇し、その後、再び下降していきます。

国においては「子育て安心プラン」の中で、女性の就業率 80%（25-44 歳女性）に対応できる保育の受け皿の確保をめざしています。対象年齢の女性の就業率は、本市では 66.0%であり、国の 65.9%とおおむね同水準にあります。

女性が就労しやすい環境の整備、仕事に復帰しやすい環境を整えることが求められています。

### ◆女性の就業率



資料：国勢調査（平成 27 年）

### ◆25-44 歳女性の就業率

	25-44 歳女性人口	25-44 歳女性の就業者数	25-44 歳女性の就業率
阪南市	6,248 人	4,124 人	66.0%
大阪府	1,153,010 人	692,666 人	60.1%
全 国	15,690,181 人	10,344,404 人	65.9%

資料：国勢調査（平成 27 年）

### 3 本市の就学前教育・保育施設の設置状況及び利用状況等

#### (1) 児童数の現状等

本市の幼稚園は、公立幼稚園が4施設、私立幼稚園が2施設あり、いずれの幼稚園においても、児童数は定員に達していない状態となっています。

保育所は、公立保育所が3施設あり、定員 390 人に対して、児童数が 309 人と一定の児童数が在所しています。

認定こども園は、私立認定こども園が4施設あり、いずれの施設も幼保連携型認定こども園です。定員 626 人に対して、児童数が 624 人と、定員とほぼ同数の利用状況となっています。

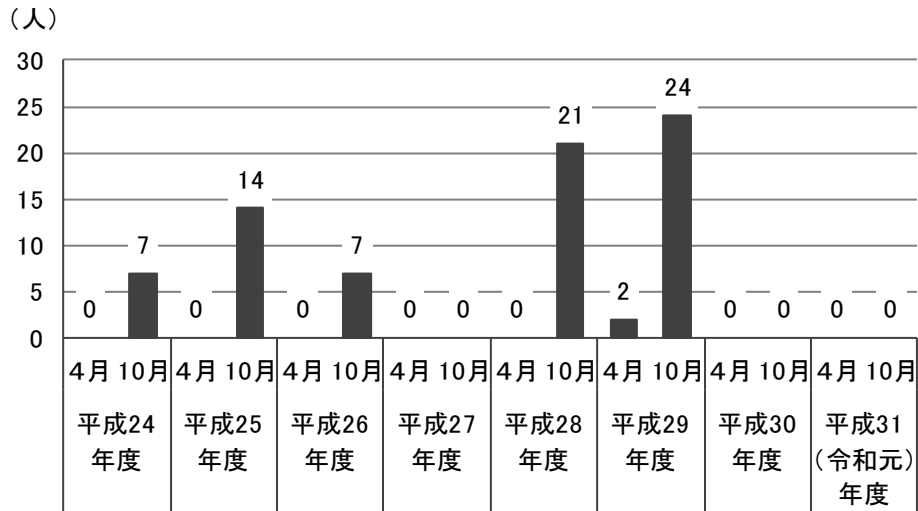
施設名		定員	児童数	開設
公立	尾崎幼稚園	210 人	38 人	昭和 41 年度
	はあとり幼稚園	280 人	90 人	昭和 49 年度
	まい幼稚園	210 人	79 人	昭和 50 年度
	朝日幼稚園	140 人	20 人	昭和 53 年度
	公立幼稚園計	840 人	227 人	
	尾崎保育所	120 人	92 人	昭和 49 年度
	石田保育所	120 人	131 人	昭和 49 年度
	下荘保育所	150 人	86 人	昭和 45 年度
	公立保育所計	390 人	309 人	
	公立合計	1,230 人	536 人	
私立	桃の木台幼稚園	285 人	105 人	平成 12 年度
	さつき台幼稚園	285 人	95 人	平成 19 年度
	私立幼稚園計	570 人	200 人	
	ワンワン認定こども園	156 人	160 人	昭和 45 年度
	しいの実こども園	155 人	148 人	昭和 55 年度
	アルン西鳥取夢学舎	210 人	196 人	平成 19 年度
	桃の木の森こども園	105 人	120 人	平成 27 年度
	私立認定こども園計	626 人	624 人	
	私立合計	1,196 人	824 人	

令和元年5月1日現在

## (2) 待機児童数の推移

本市の待機児童数は、年度当初は発生しにくい傾向ではあるものの、年度途中に発生しやすい傾向となっています。

### ◆本市の待機児童数の推移



各月1日現在



## 4 アンケート結果からみる現状

### (1) 調査の概要

#### ①調査の目的

本計画の策定に係る基礎資料として、保育ニーズや阪南市の子育て支援サービスの利用状況・利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握することを目的に、調査を実施しました。

#### ②調査対象

- 就学前児童：平成31年1月現在、本市に住んでいる就学前児童のいる世帯を無作為に抽出
- 小学生：平成31年1月現在、本市に住んでいる小学1年生から3年生までの1組に在籍する児童の保護者

#### ③調査期間・方法

- 調査期間：平成31年2月8日（金）～2月22日（金）
- 調査方法：就学前児童：郵送配布・郵送回収による郵送調査法  
小学生：学校を通じて配布・回収

#### ④回収状況

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1,400	597	42.6%
小学生	680	474	69.7%

## (2) 主なアンケート結果の概要

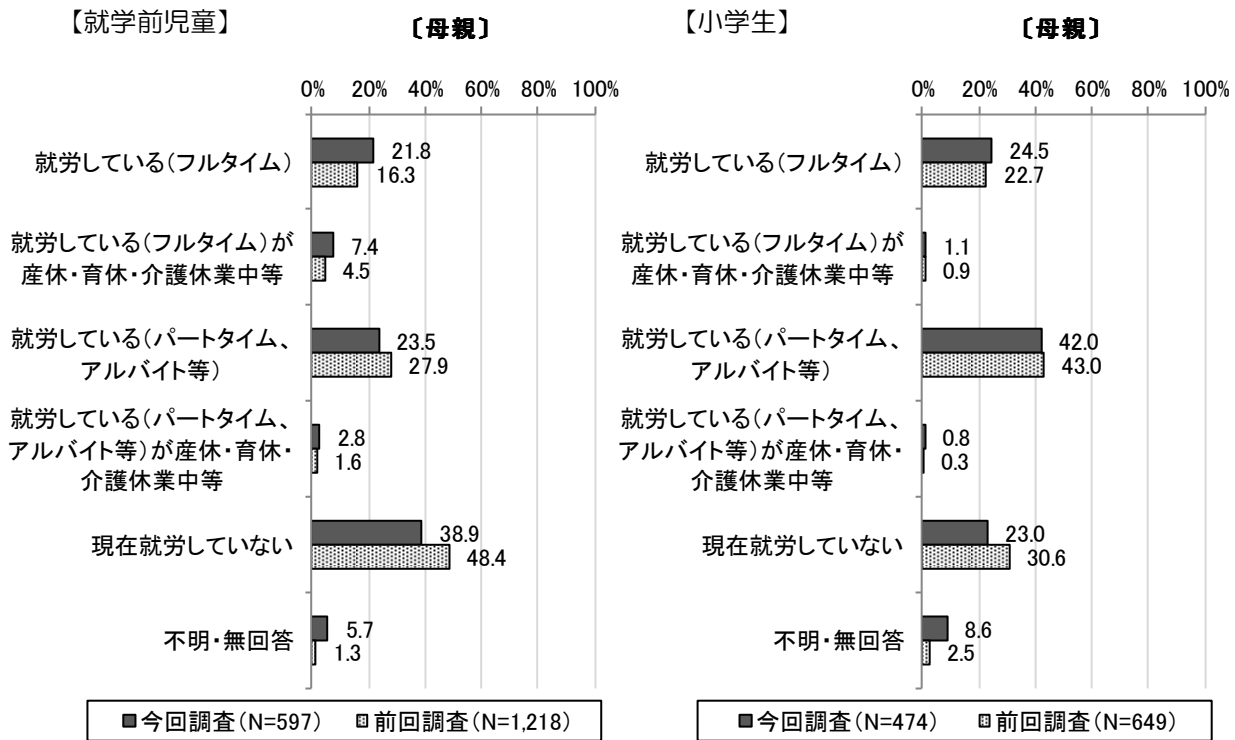
### ① 母親の就労状況や育児休業の取得について

◆ 母親の現在の就労状況では、就学前児童の母親で「現在就労していない」が38.9%と最も高いものの、前回調査より9.5ポイント減少し、フルタイム就労の割合（「就労している（フルタイム）」と「就労している（フルタイム）が産休・育休・介護休業中等」の合計）が29.2%と前回調査よりも8.4ポイント高くなっています。

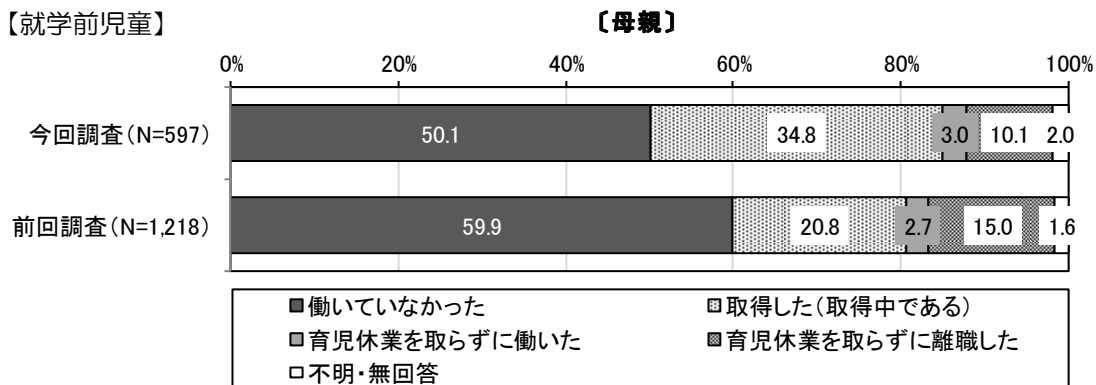
小学生の母親では「現在就労していない」が7.6ポイント減少しているものの、大きな差はみられませんでした。

◆ 子どもが生まれたときの母親の育児休業取得状況では、「取得した（取得中である）」が34.8%と、前回調査より14.0ポイント増加しています。

◆ 母親の現在の就労状況（単数回答）

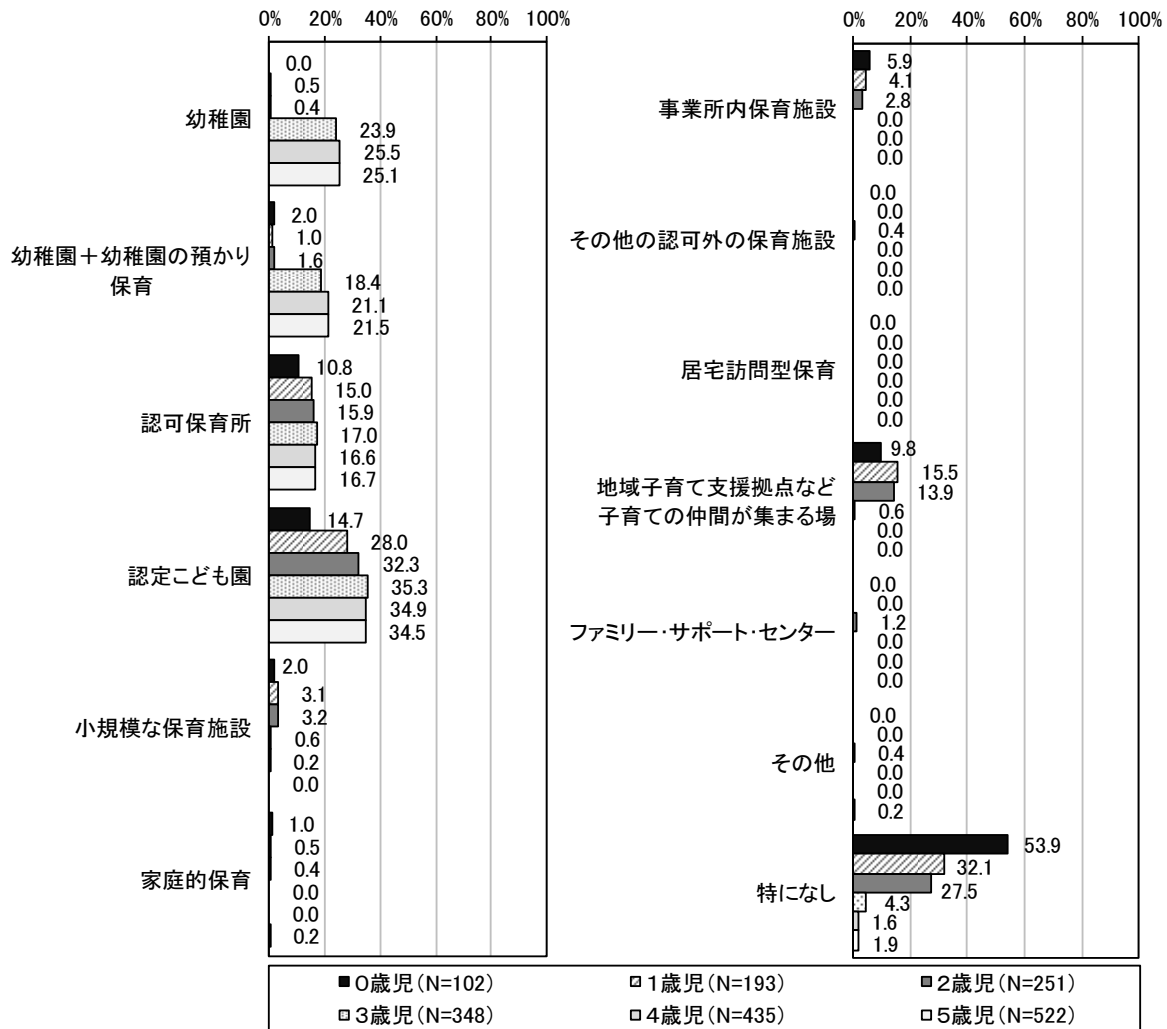


◆ 子どもが生まれたときの母親の育児休業取得状況（単数回答）



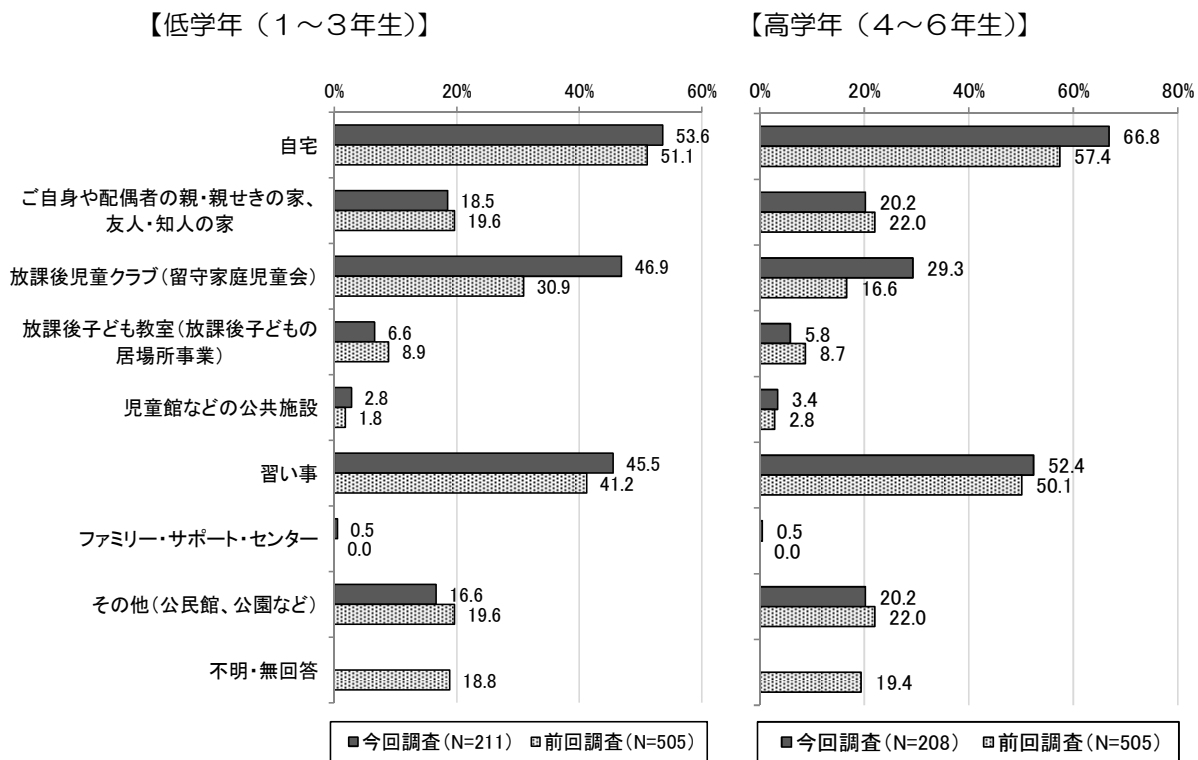
②今後の幼稚園や保育所等の利用希望について（就学前児童）

- ◆令和元年10月から実施される幼児教育・保育の無償化を踏まえ、定期的に利用したい教育・保育事業については、「認定こども園」を利用したい方が全ての歳児で、最も高くなっています。
- ◆3歳～5歳児では、「認定こども園」に次いで「幼稚園」「幼稚園+幼稚園の預かり保育」「認可保育所」の利用希望が高くなっています。



③小学校入学後の放課後の過ごし方について（就学前児童：5歳児限定）

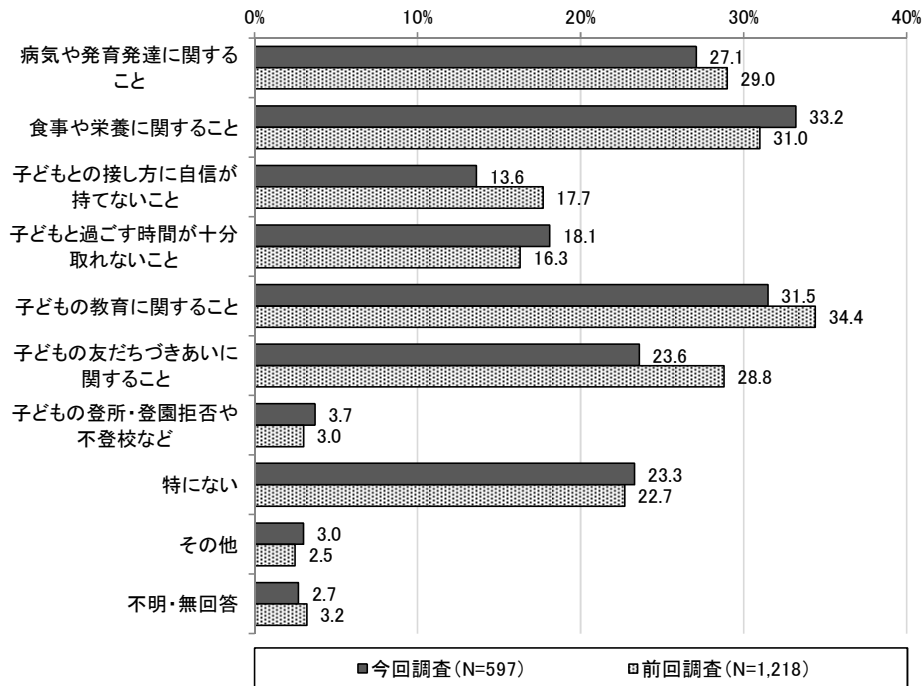
- ◆低学年（1～3年生）の平日の放課後に過ごさせたい場所について、「自宅」が53.6%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ（留守家庭児童会）」が46.9%、「習い事」が45.5%となっています。前回調査と比較すると「放課後児童クラブ（留守家庭児童会）」が16.0ポイント高くなっています。
- ◆高学年（4～6年生）の平日の放課後に過ごさせたい場所について、「自宅」が66.8%と最も高く、次いで「習い事」が52.4%、「放課後児童クラブ（留守家庭児童会）」が29.3%となっています。前回調査と比較すると「放課後児童クラブ（留守家庭児童会）」が12.7ポイント高くなっています。



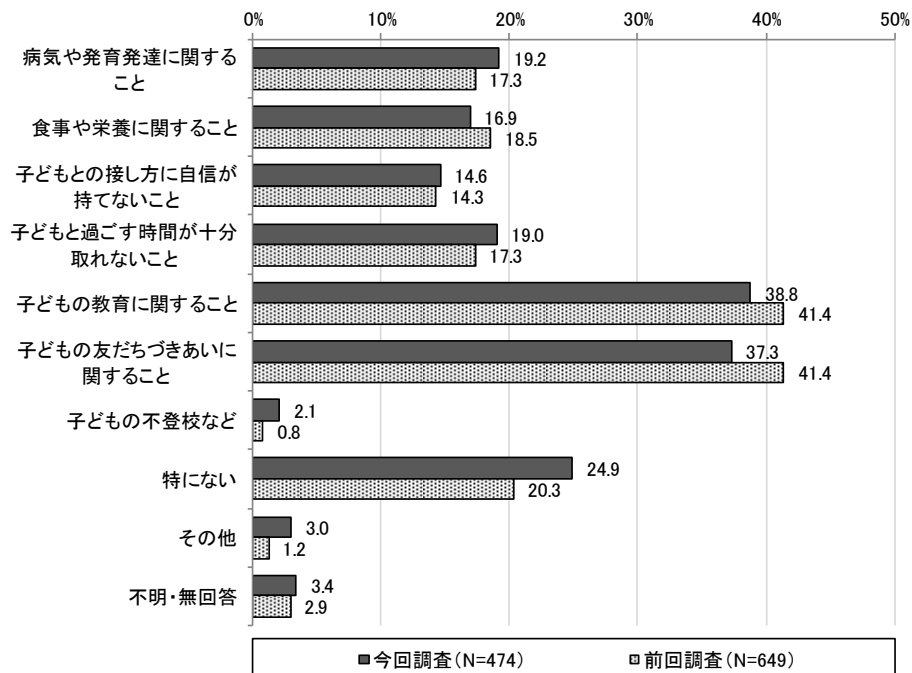
#### ④子育てに関する不安や負担について

◆子育てに関する不安や負担の内容については、就学前児童では前回同様「食事や栄養に関すること」「子どもの教育に関すること」の割合が高くなっています。小学生についても、前回同様「子どもの教育に関すること」「子どもの友だちつきあいに関すること」の割合が高くなっています。

##### 【就学前児童】



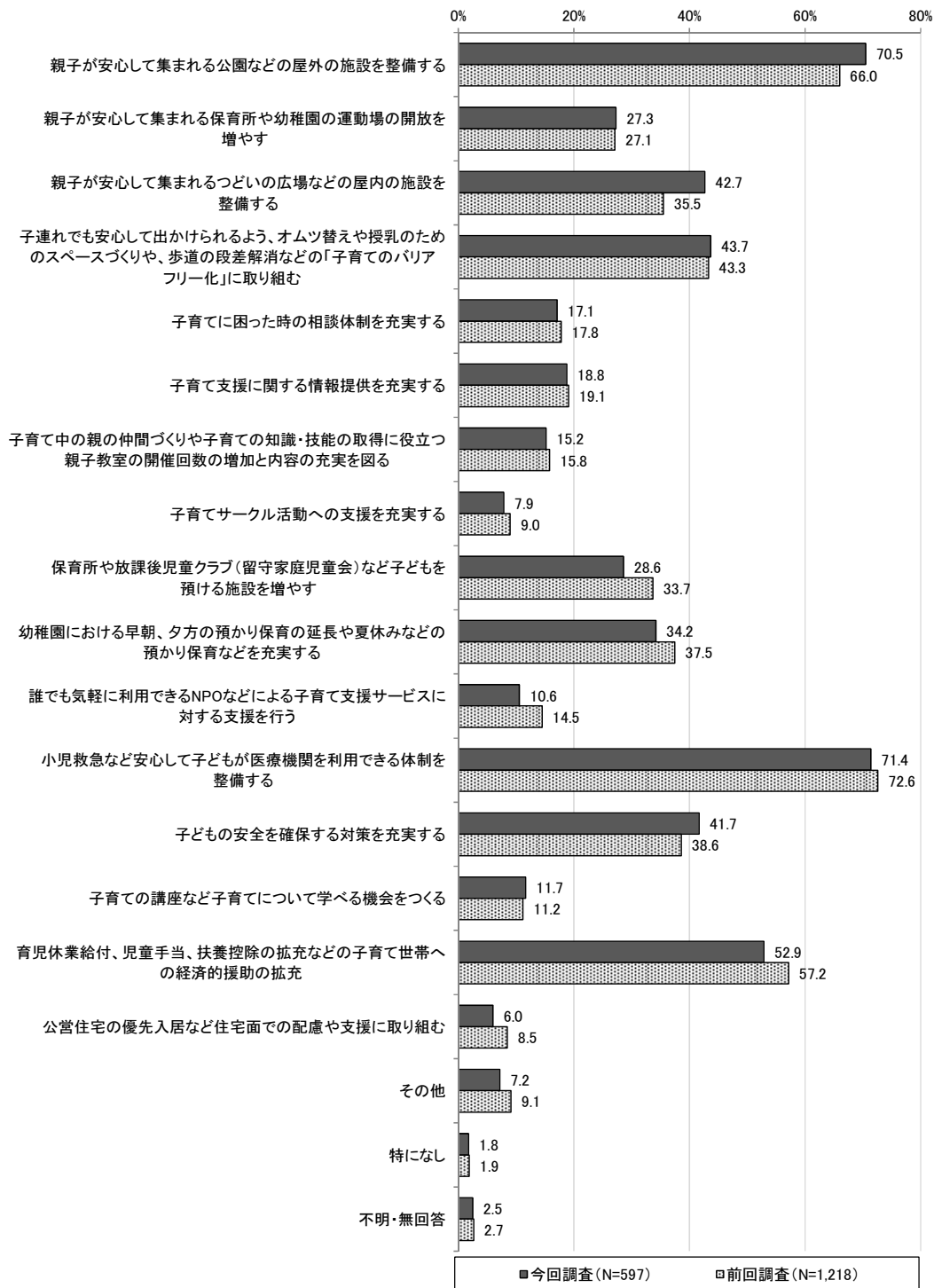
##### 【小学生】



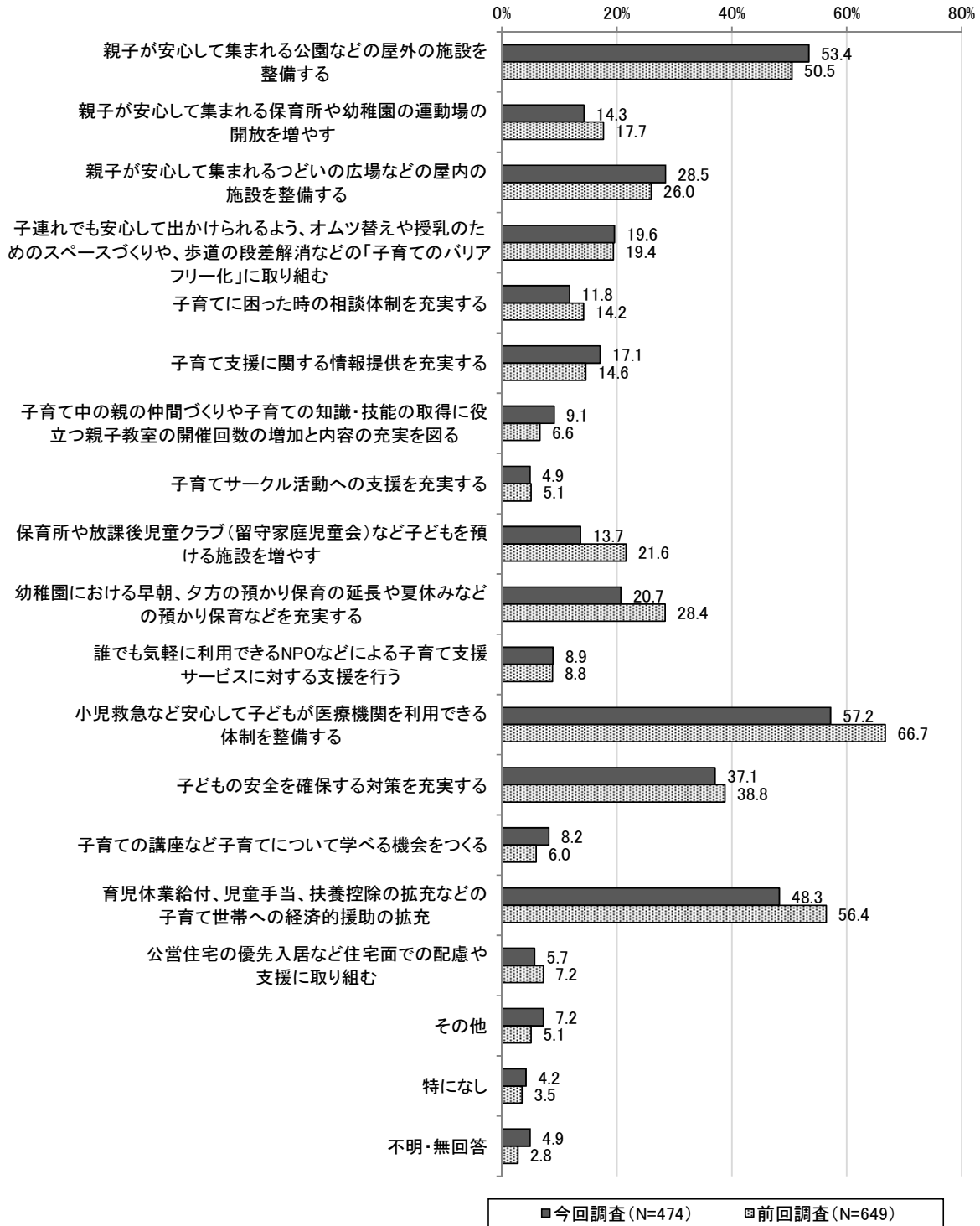
⑤市の子育て施策について

◆子育て支援でもっと力を入れてほしいものについては、就学前児童、小学生ともに前回同様「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」「親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する」「育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充などの子育て世帯への経済的援助の拡充」の割合が高くなっています。

【就学前児童】

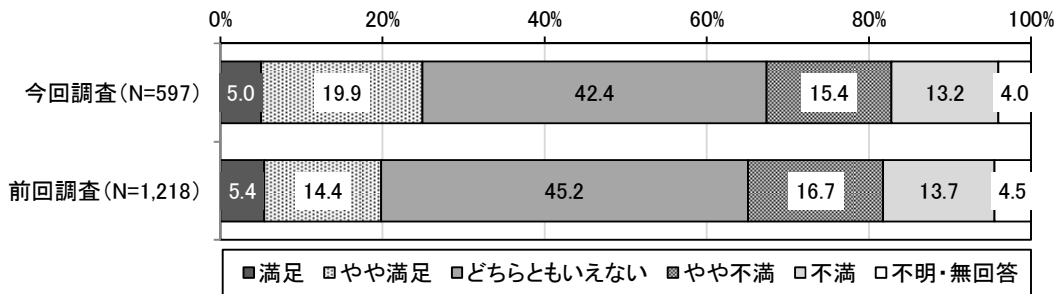


【小学生】

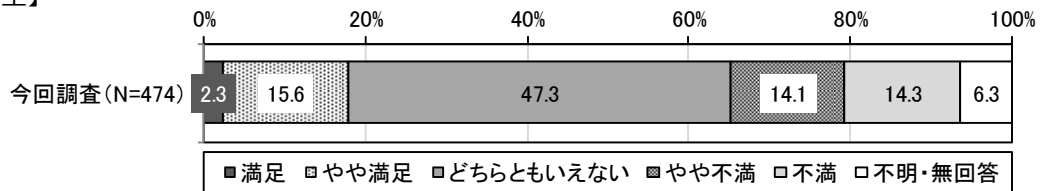


◆阪南市の子育ての環境や支援施策への満足度では、前回調査と比較すると『満足している』（「満足」と「やや満足」の合計）が就学前児童で24.9%と、前回調査よりも5.1ポイント増加しています。

【就学前児童】



【小学生】





## 5 団体ヒアリングの実施

### (1) 団体ヒアリングの概要

#### ①調査の目的

団体ヒアリングは、本市の子育てに係る現状と課題をより詳細に把握するため、子育てに関する取組を実施又は支援する団体等を対象に実施しました。

#### ②実施方法及び実施日程

##### ◆実施方法

調査票に基づく意識調査及び意識調査に基づくヒアリング調査

##### ◆実施日程

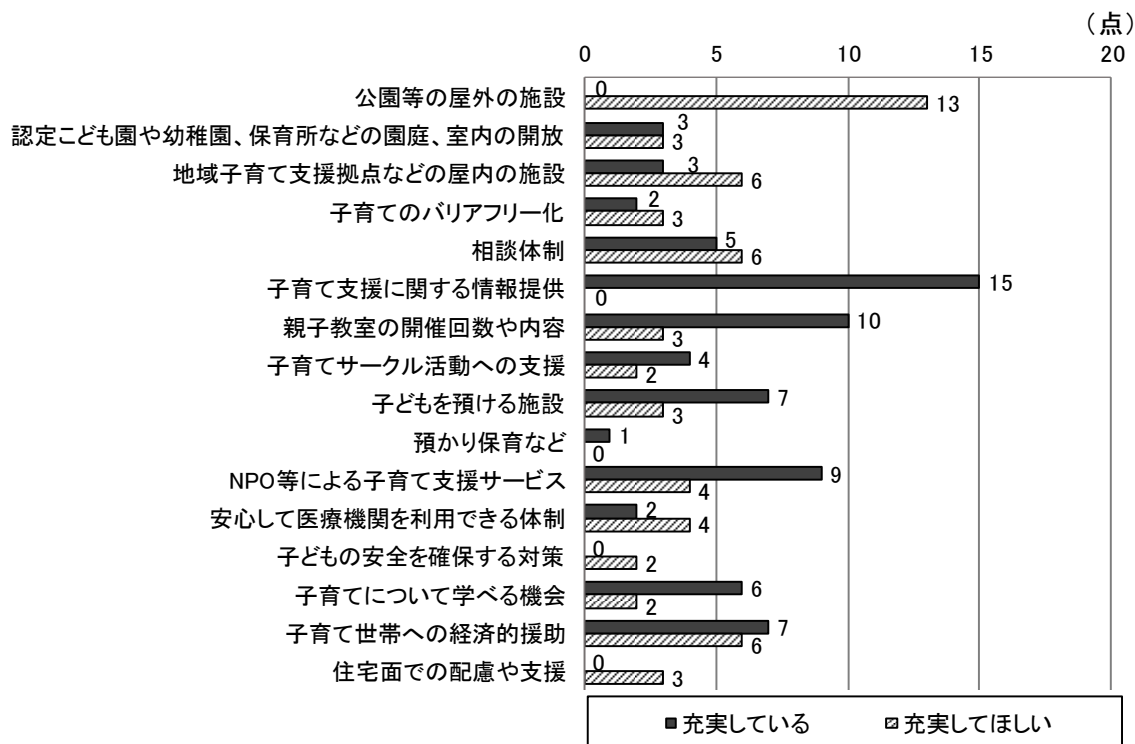
意識調査：令和元年5月7日（火）～6月7日（金）

ヒアリング調査：令和元年6月26日（水）、7月2日（火）、7月9日（火）

実施団体数：12団体（公共施設、社会福祉法人、NPO法人、その他子育てに関する地域貢献活動を実施している団体など）

### (2) 団体ヒアリング結果

阪南市の子育てサービスや環境について、充実していると感じられるものと充実してほしいものの上位3項目について回答頂き、1位を3点、2位を2点、3位を1点として、点数化すると以下のとおりです。



充実してほしい項目のうち、点数の高かった項目「公園等の屋外の施設」「地域子育て支援拠点などの屋内の施設」「相談体制」「子育て世帯への経済的援助」に関する個別意見は以下のとおりです。

### ①公園等の屋外の施設

- 空き地が駐車場や宅地になってしまい、子どもがのびのびと遊べる場所が少ない。
- 遊具がなくても、子どもは自由な発想でのびのびと遊ぶ力を持っており、そうした力を伸ばしてあげることが大切だと思う。また、大人はゆとりを持って子どもを見守ることが大切だと思う。
- ボール遊びできる公園や広場が必要と感じる。

### ②地域子育て支援拠点などの屋内の施設

- 放課後の子どもの居場所づくりを通して、学童期の子どもにとっての遊び場や体験等をする場所の重要性を感じている。一方で、阪南市にはそうした遊びの場や体験の場が少ない現状から、児童館の必要性を感じる。
- 常設の子育て支援拠点が1か所しかなく、交通の便が悪いところに立地していると感じる。イベント等を開催した場合、駐車場が狭いためすぐにいっぱいになってしまい、課題を感じる。

### ③相談体制

- 相談するためには、人間関係が重要となる。様々な機会を通して、つながりを作り、気軽に相談できる関係を築くことが大切と考える。また、「気軽に、いつでも相談できる」「何度でも相談できる」ということを伝えるなど、相談しやすい環境を整え、相談に対するハードルを下げる工夫が必要と考える。
- 健診等での相談業務では、どこまで踏み込むかなどの課題がある。
- 思春期の生徒等は、学校で全ての相談に対応できるわけではない。
- 課題ごとにどこへ相談に行けばわかるような一覧があると、市民も職員も便利だと考える。

### ④子育て世帯への経済的援助

- 各種経済的支援制度はあるものの、制度の周知が不十分であるため、制度を利用できる対象の方が利用できていない事もあると感じる。
- ファミリー・サポート・センター事業を継続的に利用できていないケースがある。

## 6 第1期計画期間における実績

### (1) 幼児期の教育・保育の提供状況

#### ① 1号認定（幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の児童数）

幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）に通う児童数は、年々減少しており、平成31（令和元）年度では517人と、平成27年度と比較して、223人減少しています。定員は認定こども園化等により、拡充されています。

#### ◆幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）の提供状況

（単位：人）

認定区分	第1期計画期間における実績値					
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
1号認定	① 実績	740	660	637	571	517
	② 定員	1,482	1,491	1,500	1,515	1,515
	過不足	742	831	863	944	998
	③ (②-①)					

5月1日現在

#### ② 2号認定（保育所・認定こども園（保育所部分）の児童数）

保育所及び認定こども園（保育所部分）に通う児童数は、おおむね横ばいで推移しています。平成31（令和元）年度では523人で、幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）に通う児童数を上回りました。

いずれの年度においても、待機児童は発生していません。

#### ◆保育所及び認定こども園（保育所部分）の提供状況

（単位：人）

認定区分	第1期計画期間における実績値					
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
2号認定	① 実績	524	530	513	521	523
	② 定員	579	576	576	579	579
	過不足	55	46	63	58	56
	③ (②-①)					

4月1日現在

③3号認定（保育所等の0歳児の児童数）

3号認定のうち、0歳児の保育の利用状況は、平成28年度に44人と多くの利用がありました。なお、おおむね30人台前後での推移となっています。

なお、いずれの年度においても、4月1日時点では待機児童は発生していませんが、年度途中に待機児童が発生しやすい傾向があります。

◆保育所等の0歳児の提供状況

（単位：人）

認定区分	第1期計画期間における実績値					平成31年度 (令和元年度)
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
3号認定 (0歳児)	① 実績	29	44	30	37	30
	② 定員	52	52	52	52	52
	過不足	23	8	22	15	22
	③ (②-①)					

4月1日現在

④3号認定（保育所等の1・2歳児の児童数）

3号認定のうち、1・2歳児の保育の利用状況は、平成28年度に295人と定員を上回る利用状況となり、平成30年度まで定員を超える利用状況が続きました。

なお、平成29年度は、4月1日時点で待機児童が発生しており、それ以外の年度においても年度途中では待機児童が発生しやすくなっています。

◆保育所等の1・2歳児の提供状況

（単位：人）

認定区分	第1期計画期間における実績値					平成31年度 (令和元年度)
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
3号認定 (1・2歳児)	① 実績	254	295	297	283	273
	② 定員	280	280	280	280	280
	過不足	26	-15	-17	-3	7
	③ (②-①)					

4月1日現在

## (2) 地域子ども・子育て支援事業の提供状況

### ①時間外保育事業

時間外保育事業は、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育所、認定こども園等で保育を実施する事業です。

量については300人日台で見込んでおりましたが、実績に基づき、平成29年度の間見直しにおいて、平成29年度以降は200人日前後として見込みました。平成30年度は298人日と、第1期計画期間中で最も多い利用実績でした。

(単位：人日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
量の見込み	368	350	337 (218)	326 (208)	318 (199)
確保方策	368	350	337 (218)	326 (208)	318 (199)
実績	256	228	225	298	事業実施中

※カッコ内は中間見直しによる変更後の量の見込み等

### ②放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活指導の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

量については平成27年度以降徐々に減少するものと見込んでいましたが、高学年の利用拡充等に伴い、利用実績は年々増加しています。平成30年度以降は、量の見込みを上回る利用実績でした。

(単位：人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
量の見込み		629	627	612	575	525
確保方策		540	540	640	600	600
実績	1年生	178	191	158	184	162
	2年生	133	151	181	151	187
	3年生	123	100	121	132	127
	4年生	5	49	54	83	79
	5年生		10	12	30	40
	6年生		2	8	18	12
	合計		439	503	534	598

5月1日現在

## ③子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

量については80人日前後を見込んでいました。平成27年度に12人日の利用実績がありました。平成28年度には利用実績がないことから、平成29年度の中間見直しにおいて、平成29年度以降は10人日として見込みました。中間見直し以降も、量の見込みの範囲内で推移しています。

(単位：人日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
量の見込み	87	83	80(10)	77(10)	76(10)
確保方策	87	83	80(10)	77(10)	76(10)
実績	12	0	0	7	事業実施中

※カッコ内は中間見直しによる変更後の量の見込み等

## ④地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言等の支援を行う事業です。

量については、平成27年度から年々減少するものと見込んでいましたが、利用実績では増加しました。平成29年度の中間見直しにおいて、算定基準を見直し、新たに量の見込みを設定しました。平成29年度以降は、量の見込みの範囲内で推移しています。

(単位：人回)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
量の見込み	1,142	1,086	1,047 (10,487)	1,013 (10,696)	988 (10,910)
確保方策	1,142	1,086	1,047 (10,487)	1,013 (10,696)	988 (10,910)
実績	1,452	1,778	9,835	10,329	事業実施中

※カッコ内は中間見直しによる変更後の量の見込み等

⑤乳児全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

乳児全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）は、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

200人台後半の当初の量の見込みを、利用実績が上回っていたことから、平成29年度の間見直しにより、平成29年度以降50人程度の上方修正を行い、平成29年度以降は量の見込みの範囲内で推移しています。

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）
量の見込み	281	274	267（316）	259（307）	251（297）
確保方策	281	274	267（316）	259（307）	251（297）
実績	300	292	305	263	事業実施中

※カッコ内は中間見直しによる変更後の量の見込み等

⑥養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

要保護児童対策地域協議会（阪南市児童虐待防止ネットワーク）その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業は、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関からなるネットワーク構成員の専門性強化と、ネットワーク機関との連携強化を図る事業です。

量の見込みについては、平成27年度より20人日程度で推移するものとしていましたが、実績では平成27年度から平成28年度にかけて増加して推移し、量の見込みを上回って推移しています。中間見直しにより、平成29年度以降、40人日で見込みましたが量の見込みを上回る利用実績となっています。

（単位：人日）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）
量の見込み	23	22	22（40）	21（40）	20（40）
確保方策	23	22	22（40）	21（40）	20（40）
実績	37	45	53	47	事業実施中

※カッコ内は中間見直しによる変更後の量の見込み等

## ⑦一時預かり事業

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において幼稚園、保育所、認定こども園、その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

## ◆幼稚園における一時預かり

幼稚園における一時預かり実績については、平成27年度より減少傾向にあるものの、量の見込みを上回る実績となっていました。しかしながら、平成29年度は尾崎幼稚園の一時移動による利用者数と児童数の減少を勘案して、中間見直しを行いました。平成29年度は量の見込みを上回る利用となっていました。平成30年度は量の見込みを下回る実績となっています。

(単位：人日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
量の見込み	6,617	6,141	5,893 (4,391)	5,670 (5,632)	5,551 (4,971)
確保方策	6,617	6,141	5,893 (4,391)	5,670 (5,632)	5,551 (4,971)
実績	8,679	7,252	4,899	4,545	事業実施中

※カッコ内は中間見直しによる変更後の量の見込み等

## ◆保育所等における一時預かり

保育所等における一時預かりについては、実績と量の見込みに大きな乖離があったことから、中間見直しにより、実績に基づいた量の見込みを設定しました。年度により利用者数のばらつきはありますが、おおむね量の見込みに近い利用実績となっています。

(単位：人日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
量の見込み	4,032	3,862	3,727 (25)	3,613 (25)	3,521 (25)
確保方策	4,032	3,862	3,727 (25)	3,613 (25)	3,521 (25)
実績	32	25	28	9	事業実施中

※カッコ内は中間見直しによる変更後の量の見込み等



## ⑧病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。本市においては体調不良児対応型を実施しています。

量の見込みについては、100 人日前後で緩やかに減少するものと見込んでいましたが、平成 27 年度より 400 人日を越える利用実績だったため、中間見直しにおいて 470 人日と設定しました。利用実績は平成 30 年度に 564 人日となり、中間見直しで設定した量の見込みを上回っています。平成 28 年度以降、年々利用実績が増加しています。

(単位：人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)
量の見込み	106	101	97 (470)	94 (470)	92 (470)
確保方策	106	101	97 (470)	94 (470)	92 (470)
実績	477	425	465	564	事業実施中

※カッコ内は中間見直しによる変更後の量の見込み等

## ⑨ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

量の見込みについては、平成 27 年度より年々緩やかな減少を見込んでいましたが、年度によって利用状況は異なり、平成 28 年度の利用実績は量の見込みを上回っていますが、その他の年度は量の見込みの範囲内で推移しています。

(単位：人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)
量の見込み	1,318	1,284	1,250	1,220	1,186
確保方策	1,318	1,284	1,250	1,220	1,186
実績	938	1,638	897	928	事業実施中

## ⑩利用者支援事業

利用者支援事業は、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

平成27年度より設置する見込みとしていましたが、平成29年度に母子保健型の利用者支援事業を開始しました。

(単位：か所)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1
実績	0	0	1	1	1

## ⑪妊婦健診

妊婦健診は、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

量の見込みについては、300人前後で緩やかに減少するものと見込んでいましたが、平成27年度、平成28年度の実績は500人台の利用となっており、平成29年度の中間見直しにおいて400人台後半で設定しました。平成29年度以降は、量の見込みの範囲内で推移しています。

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
量の見込み	309	300	293 (496)	285 (481)	275 (466)
確保方策	309	300	293 (496)	285 (481)	275 (466)
実績	525	504	491	432	事業実施中

※カッコ内は中間見直しによる変更後の量の見込み等

## ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

実費徴収に係る補足給付を行う事業は、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等及び特定子ども・子育て支援施設に対して保護者が支払うべき給食にかかる費用を助成する事業です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)
量の見込み	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施 (実施)
確保方策	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施 (実施)
実績	未実施	未実施	未実施	未実施	実施

※カッコ内は平成 31 年度の見直しによる変更後の量の見込み等

## ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業は、特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

これまで、新規事業者の参入がなく、事業の実施にいたっていません。

## 7 第1期計画の振り返りと今後の方向性

第1期計画の取組状況を3つの目標ごとに振り返り、本計画で取り組むべき方向性についてまとめます。

### 基本目標1 子どもが心身ともに健やかに育つ環境づくり

#### ●教育・保育環境の充実

子ども・子育て支援新制度に基づき、幼稚園・保育所の一体化や教育の質及び量の確保など、子育て世代が安心できる教育・保育環境の充実のために、「教育・保育の提供体制の充実」などの施策を展開しました。

就学前の教育・保育の提供については、全ての認定区分において、一定のニーズ量を確保することができましたが、保育ニーズの高まりなどにより、児童数が減少しているなかにおいても、待機児童が発生しやすい傾向にありました。

公立幼稚園、保育所については、施設の老朽化が進んでいることなどから、阪南市子ども・子育て会議において「阪南市における就学前の教育・保育・子育て支援のあり方」について、就学前の教育・保育・子育て支援の質と方向性を保証する仕組みや公民の役割分担など、深く議論しました。

#### 【今後の方向性】

就学前の教育・保育の提供体制のあり方について、見直しが必要となっており、本計画の量の見込みと確保方を踏まえ、子育て拠点の再構築に取り組みます。

#### ●次代の親の育成

次代の親となる世代が、命の大切さと愛されていることへの自覚、他者及び大人への信頼と将来への期待を養うため、「思春期関係健康教育」や「世代間・地域交流」などの施策を展開しました。

思春期関係健康教育事業については、各小中学校で喫煙防止講演会や性についての教育を実施しました。乳幼児とのふれあい体験についても、関係機関との連携により、計画的に実施し、命の大切さを伝えました。

世代間・地域交流については、各中学校区で組織している地域教育協議会において、交流やフェスタを実施しました。また、地域行事に参加し、様々な世代や地域の方との交流を行いました。

#### 【今後の方向性】

次代の親となる、小中学生の心身の健やかな成長を促すとともに、引き続き命の尊さを伝えます。

また、子どものよりよい成長を促すために、世代間や地域との交流を行います。

## ●放課後児童健全育成事業の充実

子どもが地域に愛着を持てるよう、放課後や週末における安全な子どもの居場所づくりのために、「阪南市留守家庭児童会」や「放課後子ども教室推進事業」などの施策を展開しました。

阪南市留守家庭児童会については、児童数が増加する小学校があったことから、ニーズに対応するため、下荘留守家庭児童会、桃の木台留守家庭児童会、東鳥取留守家庭児童会において施設整備を行いました。また、全ての留守家庭児童会を対象として、平成 28 年 4 月から高学年の受入れを、平成 29 年 4 月から土曜日の受入れを開始し、事業を拡充しました。

放課後子ども教室については、週末にスポーツ・文化活動などの体験活動を市内 4 か所で教室を開催しましたが、指導員などの人材確保が課題となっています。

### 【今後の方向性】

今後とも、放課後や週末における子どもの居場所づくりに努めるとともに、質の向上に取り組みます。



## 基本目標2 子どもの人権を尊重し、安全・安心に暮らせる環境づくり

### ●ひとり親家庭などに対する支援の充実

ひとり親家庭などに対する自立支援や生活支援を基本とする、子育てなどの総合的な支援を実現するため、「児童扶養手当」や「地域就労支援事業」などの施策を展開しました。

児童扶養手当については、国の制度改正等に適切に対応し、周知に努めました。制度が複雑であることなどから、丁寧な説明や関係機関との連携の点で課題がありました。

地域就労支援事業については、内職や在宅ワークなどの就労を希望する相談も多く、就職経験のない方や離職してからの期間が長い方など、様々なケースへの対応が必要でした。

#### 【今後の方向性】

引き続き、支援が必要な方が円滑に利用できるよう、制度や取組の周知や関係機関との連携強化に努めます。

また、支援が必要な方に寄り添った対応に努めます。

### ●児童虐待防止対策の充実

児童虐待に対して発生予防から早期発見・早期対応、保護、支援、アフターケアにいたるまで切れ目なく支援するため、「阪南市児童虐待防止ネットワーク事業（要保護児童対策地域協議会）」「養育支援訪問事業」を展開しました。

阪南市児童虐待防止ネットワーク事業（要保護児童対策地域協議会）については、年3回の実務者会議を実施するなど、関係機関と連携し、児童虐待の早期発見・早期対応に努めました。

養育支援訪問事業については、養育支援が必要と判断された家庭に対し、保健師や保育士等が継続して訪問するなどの支援を実施しました。

#### 【今後の方向性】

引き続き、関係機関との連携を強化し、様々な事案に対して情報交換を行うなど、児童虐待の予防及び早期対応に努めます。

また、不安を抱えながら育児をしている人等に対し、適切な支援を提供するため、相談員等の資質向上を図ります。

## ●特別な支援が必要な子どもの施策の充実

障がいのある子どもや発達・成長に心配のある子ども及びその保護者に対し、専門的かつ総合的な支援ができるよう「障がい児保育支援事業」や「学習支援員配置事業」などの施策を展開しました。

障がい児保育支援事業については、公立施設を中心に事業を実施しました。保護者の就労の多様化などに伴い、保育所等において支援の希望が多くありましたが、介助員等の不足により、受入れが困難となる場合があります。

学習支援員配置事業については、通常の学習に配慮が必要な児童生徒に対して、個別の指導を行う事業ですが、保護者からの要望に応えきれない場合があります。

### 【今後の方向性】

引き続き、早期に適切な支援が提供できるよう努めるとともに、関係機関との連携を図ります。

また、障がい等の特別な支援に対する正しい理解や適切な支援を実施するため、様々な研修等を行い、支援者の資質の向上等に努めます。

## ●子どもの安全の確保対策の充実

様々な被害から子どもを守るために、また、安心して遊べる環境の充実のために、「幼稚園・小学校安全対策事業」や「公園維持管理事業」などの施策を展開しました。

幼稚園・小学校安全対策事業については、各幼稚園・小学校の入口に受付員を配置し、子どもたちの安全確保に努めました。また、保護者や地域と連携し、子どもの安全を守る意識の向上につなげました。

公園維持管理事業については、優先順位をつけて、公園遊具の補修などを行いましたが、予算などの問題により、手入れが行き届かない場合があります。

### 【今後の方向性】

引き続き、子どもの安全確保のために、研修や意見交換を行い、子どもたちの安全を守る意識の向上につなげるよう努めます。

また、公園の効率的な維持管理については、遊具施設の点検を行い、補修などの必要な維持管理を実施します。

## 基本目標3 安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり

### ●母子の健康の確保

子どもと親が心身ともに健康であるために必要な母子保健サービスの充実を目的として、「こんにちは赤ちゃん事業」や「乳幼児等医療費助成事業」などの施策を展開しました。

こんにちは赤ちゃん事業については、全ての出生児を対象に、保健師や保育士等が家庭訪問し、育児相談や子育て情報を提供することにより、保護者の育児に対する不安の軽減に努めましたが、長期の里帰りや海外在住等により、連絡がつかない場合があります。

乳幼児等医療費助成事業については、小学校就学前までとしていた通院対象の年齢制限を、平成27年7月に小学校卒業年度末までに、平成28年7月に現在の中学校卒業年度末までに引き上げ、事業を拡充しました。拡充に伴い、事業の名称を「子ども医療費助成事業」に変更しました。

#### 【今後の方向性】

今後も、妊娠期から切れ目のない支援を提供するため、正しい情報や知識の周知・啓発に努めます。

また、将来的に支援が必要となる家庭の早期発見・早期支援につなげるため、関係機関との連携強化に努めます。

### ●仕事と子育ての両立支援の推進

男女がともに家庭における責任を担うことを促すとともに、保護者が安心して就労できるよう、「一時預かり事業（預かり保育）」や「利用者支援事業」などの施策を展開しました。

一時預かり事業については、一定のニーズに対応することができましたが、ニーズへの対応や人材確保等に課題がありました。

利用者支援事業については、子育ての孤立化を防ぐため、平成30年1月より、母子保健型の利用者支援事業を開始しました。情報の氾濫により正しい知識を得ることが困難ななかで、必要に応じた幅広い相談事業を実施しました。

#### 【今後の方向性】

継続的に事業を実施できるよう検討を進めます。

また、必要な支援が円滑に行えるよう、関係機関の連携強化を図るとともに、支援が必要な人が必要なサービスを利用できるよう、各サービスの周知、啓発に努めます。



## ●親・家庭が学び、育つ環境づくり

子育てに対する不安の軽減や、子育てに関する知識やスキルを学ぶために、「子育て講座」や「赤ちゃん相談」などの施策を展開しました。

子育て講座については、市職員や市民ボランティアの協力を得ながら事業を実施しました。毎回募集人数近くに応募があり、意欲的に参加してもらえましたが、希望の講座に参加できない場合や参加者の固定化がみられました。

赤ちゃん相談については、子どもの発達や育児に関する心配ごとを保健師・管理栄養士・歯科衛生士等が個別で相談に応じ、子育てに対する不安の軽減につなげました。また、子育て家庭が交流できる場とすることができました。

### 【今後の方向性】

引き続き、各事業の周知・啓発に努めるとともに、子どもの発達段階等に応じた相談や学びの場を適切に提供できるよう取り組みます。

## ●地域の子育て支援体制の充実

全ての子育て家庭が、安心して子育てできるように、「地域子育て支援拠点事業」や「つどいの広場」、「園庭開放」などの施策を展開しました。

地域子育て支援拠点事業については、ここにこルームや親子教室等を実施しました。様々な催しを実施しており、未就園児数が減少しているなかにおいても、一定のニーズがありました。子育て親子の交流の場としてもニーズがあり、募集人数近くに応募がありました。

つどいの広場については、子育て中の親子が気軽に交流できる場として、事業を実施しました。少子化の影響はあるものの、一定のニーズがありました。子育て中の親子が孤立しないよう、利用者との関係づくりに努めました。

園庭開放については、子育て家庭のために公立・私立問わず遊びの場を提供するとともに、必要に応じて相談事業を実施しましたが、公立施設では駐車場が不足するなどの課題がありました。

### 【今後の方向性】

引き続き、子育て親子に対する交流の場の提供に努めるとともに、各事業の周知・啓発に取り組みます。

また、提供体制を見直すなど、利用者が身近に利用できるように努めます。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本的な考え方

子ども・子育て支援施策を総合的に推進し、全ての子どもが健やかに成長することができる地域の実現をめざし、阪南市の子ども・子育て支援、次世代育成のための「マスタープラン」として位置づけます。

### 2 基本理念

#### 子どもの笑顔と笑い声があふれるまち、はんなん

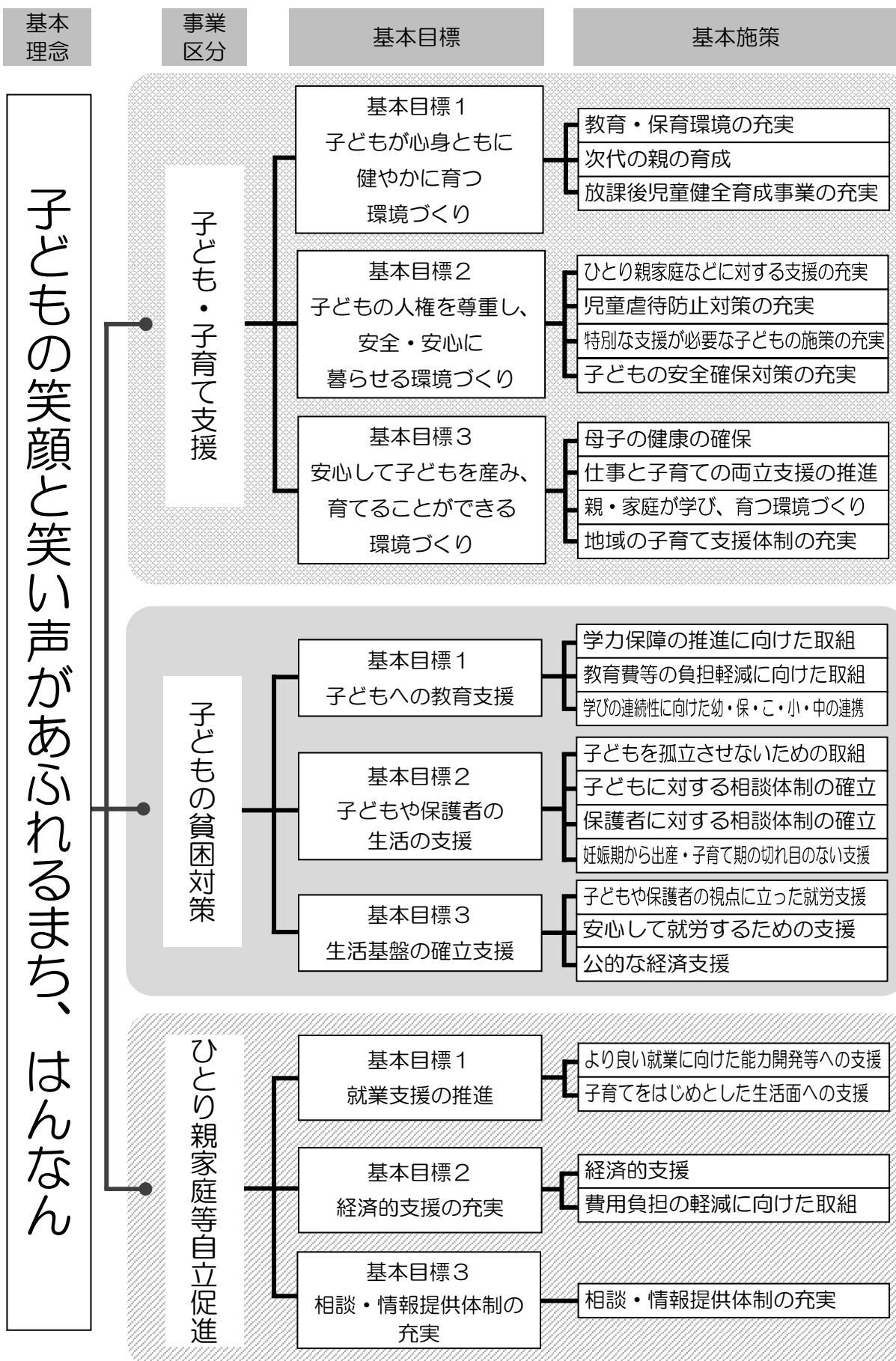
乳幼児期は人格形成の基礎を培い、学童期は生きる力を育むため、調和のとれた発達を図る重要な時期です。これらの時期は子どもたちが人として生きていく土台をつくるため、保護者をはじめ地域住民が一体となって子どもたちを支え、人間関係を構築するための基礎作りや心身の健全な発達を通じて、一人ひとりの個性が尊重され、自己肯定感を持って育まれる環境づくりが必要です。

また、子育て・子育てとは、子どもの成長等を通じて親も親として成長していく喜びや生きがいをもたらす尊い営みであり、保護者が自己肯定感を持ち、子どもと向き合える環境を整えながら、親として成長し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、本市がこれまでに取り組んできた子育て事業や子育て環境のさらなる充実を図るとともに、経済的困窮世帯への支援や貧困の連鎖を断ち切るための支援、ひとり親家庭等への支援を充実させ、第1期計画で設定した基本理念「子どもの笑顔と笑い声があふれるまち、はんなん」を引き継ぎ、子どもも大人も、ともに笑顔で過ごせるまちづくりを推進します。



### 3 基本目標と施策の体系



## 第4章 子ども・子育て支援事業における基本目標ごとの取組

基本目標

### 1 子どもが心身ともに健やかに育つ環境づくり

#### 目標の方向性

子どもの心身の健やかでたくましい成長に資する教育環境づくり、次代の親が子育てに喜びを感じ、子育てに真剣に取り組める環境づくり、放課後における子どもの安全な居場所の確保などにより、子どもが心身ともに健やかに育つ環境づくりをめざします。

#### (1) 教育・保育環境の充実

##### ◆教育・保育の提供体制の充実

事業内容	幼児期の教育・保育を総合的に提供する、認定こども園等を普及するとともに、施設型給付により、幼稚園、保育所、認定こども園の充実を図ります。また、幼児教育アドバイザーの認定を受けるなど、教育・保育の質の向上に取り組めます。
計画の方向性	「阪南市子育て拠点再構築方針」に基づき、教育・保育の提供体制を整理します。
担当課	こども家庭課、教育総務課、学校教育課

##### ◆子育てのための施設等利用給付事業

事業内容	保護者の経済的負担を軽減するとともに、保護者の利便性の向上を図ります。また、対象施設である、特定子ども・子育て支援施設等の確認などにより、幼児教育・保育の質の確保に努めます。
計画の方向性	新規事業として位置づけ、周知・啓発に努めます。
担当課	こども家庭課、教育総務課、学校教育課

##### ◆幼・保・こ・小・中の連携

事業内容	幼稚園・保育所・認定こども園それぞれの連携に加え、小学校、中学校との連続性や連携・交流について検討し、推進します。
計画の方向性	交流をさらに深められるよう、事業を拡充し、継続します。
担当課	こども家庭課、こども政策課、教育総務課、学校教育課、健康増進課

## (2) 次代の親の育成

### ◆思春期関係健康教育

事業内容	小・中学校において、喫煙防止講演会や性感染症予防教育、胎児の成長や妊婦疑似体験・赤ちゃん抱っこ体験を通じて命の大切さを伝えます。
計画の方向性	事業の周知・啓発に努め、継続するとともに、関係機関等との連携強化に努めます。
担当課	健康増進課

### ◆ヒューマンライツセミナー

事業内容	人権意識の向上・啓発活動のため、人権問題全般にわたる講義を実施します。
計画の方向性	事業の周知・啓発に努め、継続します。
担当課	人権推進課

### ◆世代間・地域交流

事業内容	幼稚園・保育所・認定こども園・小学校・中学校と地域との交流事業を実施します。
計画の方向性	事業の周知・啓発に努め、継続するとともに、関係機関等との連携強化に努めます。
担当課	こども家庭課、学校教育課

## (3) 放課後児童健全育成事業の充実

### ◆阪南市留守家庭児童会

事業内容	保護者が労働等の事由により昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活指導の場を提供し、その児童の健全な育成を図ります。
計画の方向性	事業の提供体制の確保に努め、継続します。
担当課	生涯学習推進室

### ◆放課後子ども教室推進事業

事業内容	自主性・主体性・協調性のある子どもの育成のため、市内の小学校において、スポーツ・文化活動などの体験活動や地域住民との交流活動を行います。
計画の方向性	事業の提供体制の確保に努め、継続します。
担当課	生涯学習推進室

## ◆放課後の子どもの居場所事業

事業内容	阪南市内の小・中学生の放課後等における子どもの居場所を地域に確保するとともに、子どもたち主体の自由な活動を行います。
計画の方向性	事業の周知・啓発に努め、継続します。
担当課	生涯学習推進室

## ◆放課後子ども総合プランの推進（留守家庭児童会と放課後子ども教室の一体的な運営）

事業内容	国の「放課後子ども総合プラン」に基づき、留守家庭児童会及び放課後子ども教室の連携に努めます。
計画の方向性	事業の一体化に向け、検討を進めます。
担当課	生涯学習推進室



## 目標の方向性

障がいのある子どもを養育している家庭やひとり親家庭、児童虐待の疑いのある家庭、外国につながる家庭等、特別な支援を必要とする家庭等を含めて、子どもの最善の利益となるよう、関係機関と連携し、適切な支援を提供するなど、子どもの人権を尊重し、安全・安心に暮らせる環境づくりをめざします。

## (1) ひとり親家庭などに対する支援の充実

## ◆児童扶養手当

事業内容	離婚等によるひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するため、子どもを養育する人に対し、年6回支給します。
計画の方向性	事業の周知・啓発に努め、継続するとともに、関係機関等との連携強化に努めます。
担当課	こども家庭課

## ◆ひとり親家庭医療費助成事業

事業内容	ひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成することにより、必要な医療を受けやすくします。
計画の方向性	事業の周知・啓発に努め、継続するとともに、関係機関等との連携強化に努めます。
担当課	こども家庭課

## ◆地域就労支援事業

事業内容	就職困難者等からの雇用・就労に関する相談をはじめ、能力開発講座の実施や関係機関との連携など、雇用・就労の支援を行います。
計画の方向性	事業の周知・啓発に努め、継続するとともに、関係機関等との連携強化に努めます。
担当課	まちの活力創造課

◆母子・父子・寡婦福祉資金（貸付事業）

事業内容	母子・父子・寡婦家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、資金の貸し付けを行います。
計画の方向性	事業の周知・啓発に努め、継続するとともに、関係機関等との連携強化に努めます。
担当課	こども家庭課

◆母子・父子自立支援プログラム策定事業

事業内容	児童扶養手当の受給者を対象に、個々の状況や希望に応じて就職までのプログラムを策定し、ハローワークと連携しながら就職まで継続的な支援を行います。
計画の方向性	新規事業として位置づけ、周知・啓発に努めます。
担当課	こども家庭課

◆自立支援教育訓練給付金事業

事業内容	母子家庭の母親等が、職業能力の向上をめざした教育訓練講座を受講する際に支払った費用の一部を支給することにより、就職の可能性を高め、又は増収につなげ、自立を支援します。
計画の方向性	新規事業として位置づけ、周知・啓発に努めます。
担当課	こども家庭課

◆高等職業訓練促進給付金事業

事業内容	母子家庭の母親等が、就業に結びつきやすい看護師や保育士などの資格を取得するために1年以上養成機関で修業する際に、その期間中の生活の負担を軽減し、資格取得を容易にするために、給付金を支給します。
計画の方向性	新規事業として位置づけ、周知・啓発に努めます。
担当課	こども家庭課

(2) 児童虐待防止対策の充実

◆要保護児童対策地域協議会

事業内容	児童虐待の予防、早期発見、早期対応を関係機関等の連携により行います。また、こども家庭総合支援拠点に関する検討を実施します。
計画の方向性	事業の周知・啓発に努め、継続するとともに、関係機関等との連携強化に努めます。
担当課	こども家庭課、学校教育課、健康増進課、人権推進課



◆養育支援訪問事業

事業内容	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育を実施します。
計画の方向性	事業の周知・啓発に努め、継続するとともに、関係機関等との連携強化及び質の向上に努めます。
担当課	健康増進課、こども家庭課

(3) 特別な支援が必要な子どもの施策の充実

◆障がい児保育支援事業

事業内容	未就学の障がい児などに対し、それぞれのニーズに応じ、保育所・認定こども園等での保育又は児童発達支援センター等での療育などを提供し、子育てと仕事の両立を支援します。
計画の方向性	事業の周知・啓発に努め、継続するとともに、関係機関等との連携強化及び質の向上に努めます。
担当課	こども家庭課

◆障がい児通所支援事業

事業内容	障がい児などの発達を支援するため、保護者等からの相談に応じ、適切な療育等が受けられるよう受給者証を発行し、障がい児通所支援給付費等を支給します。
計画の方向性	事業の周知・啓発に努め、継続します。
担当課	こども家庭課

◆子ども支援員配置事業

事業内容	支援学級等における、障がいのある園児・児童・生徒に子ども支援員を配置し、適切に必要な支援を行います。また、通常の学級におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症等の発達障がいの可能性のある児童・生徒及び学習が困難な児童・生徒に対しても適切に必要な支援を行います。
計画の方向性	これまでの障がい児教育支援事業と学習支援員配置事業を統合し、一体的に実施します。
担当課	学校教育課

◆障がい福祉サービス事業

事業内容	自宅での介護負担を軽減するための居宅介護（ホームヘルプサービス）、介護者が病気などの時に短期間施設で預かる短期入所、身体機能を補うための補装具費の支給などを行います。
計画の方向性	事業の周知・啓発に努め、継続するとともに、関係機関等との連携強化に努めます。
担当課	市民福祉課

◆地域生活支援事業

事業内容	障がい児の日常生活の自立を支援するための日常生活用具給付等事業、屋外移動が困難な障がい児の外出を支援するための移動支援（ガイドヘルプサービス）事業などを行います。
計画の方向性	事業に対する検討を深め、継続します。
担当課	市民福祉課

◆災害時要援護者支援推進事業

事業内容	「災害時要援護者支援プラン」に基づき要援護者登録を進めるとともに、登録者の同意の下、地域の関係団体に登録者情報を提供し、災害時の安否確認に努める体制づくりを推進します。
計画の方向性	事業の周知・啓発に努め、継続するとともに、関係機関等との連携強化に努めます。
担当課	市民福祉課、危機管理課

◆小・中学校要保護・準要保護就学援助事業

事業内容	義務教育を円滑に受けられるよう、経済的に困窮している児童・生徒の保護者に対して、学校での学習に必要な費用の一部を援助し、経済的負担の軽減を図ります。
計画の方向性	新規事業として位置づけ、周知・啓発に努めます。
担当課	教育総務課

◆小・中学校特別支援教育就学奨励事業

事業内容	小・中学校の支援学級に在籍している児童・生徒の保護者に対して、学用品等の一部を支給し、経済的負担の軽減を図ります。
計画の方向性	事業の周知・啓発に努めるとともに、検討を深め、継続します。
担当課	教育総務課

◆実費徴収に係る補足給付事業

事業内容	世帯所得の状況等に応じて、教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や、給食にかかる費用の一部（副食費）を助成します。
計画の方向性	事業の周知・啓発に努め、継続します。
担当課	こども家庭課、教育総務課

(4) 子どもの安全確保対策の充実

◆幼稚園・小学校安全対策事業

事業内容	校園内における子どもたちの安全確保を図るため、各幼稚園・小学校にスクールサポーターを配置し、不審者の侵入抑止等を行います。
計画の方向性	関係機関等との連携強化及び質の向上に努め、継続します。
担当課	教育総務課

◆保育所における防犯対策

事業内容	防犯カメラを公立3保育所に設置し、不審者の侵入抑止等を行います。
計画の方向性	関係機関等との連携強化及び質の向上に努め、継続します。
担当課	こども家庭課

◆公園維持管理事業

事業内容	緑のある生活環境及び安心して遊べる環境づくりのため、公園の適切な維持管理を行います。
計画の方向性	公園の適切な維持管理に努め、継続します。
担当課	土木管理室

## 基本目標

## 3

## 安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり

## 目標の方向性

子育て世代がひとりで悩みを抱え込まず、安心して出産や子育てができるよう、地域における子育てを積極的に支援するとともに、子育てと仕事のバランスが保てるように、ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及に努め、男性を含めた働き方の見直しを推進し、仕事と子育ての両立を支援するなど、安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりをめざします。

## (1) 母子の健康の確保

## ◆こんにちは赤ちゃん事業

事業内容	出生児のうち第1子については保健師または助産師、第2子以降については保育士等が家庭訪問し、育児相談や地域における子育て情報を提供します。
計画の方向性	事業の周知・啓発に努め、継続するとともに、関係機関等との連携強化に努めます。
担当課	健康増進課、こども家庭課

## ◆不妊不育治療費助成事業

事業内容	不妊症及び不育症の方がその治療や検査を受ける費用を一部助成します。
計画の方向性	事業の周知・啓発に努め、継続します。
担当課	健康増進課

## ◆母子健康手帳発行

事業内容	妊娠中の適正な食生活や体重管理、禁煙、禁酒等の妊娠に係る正しい知識を普及・啓発します。
計画の方向性	事業の周知・啓発に努め、継続するとともに、関係機関等との連携強化に努めます。
担当課	健康増進課

◆妊産婦健康診査

事業内容	妊産婦や胎児の健康を確保するために、健康診査費用を一部助成します。
計画の方向性	事業の周知・啓発に努め、継続します。
担当課	健康増進課

◆Welcome！赤ちゃん

事業内容	妊娠期の母親、父親、家族を対象に、胎児の成長説明、沐浴実習、妊婦疑似体験、栄養や虐待防止講話を実施します。
計画の方向性	事業の周知・啓発に努め、継続します。
担当課	健康増進課

◆乳幼児健康診査

事業内容	乳幼児期の疾病の早期発見・早期治療や発育・発達の確認及び育児支援のため、健康診査（乳児一般、4か月児、乳児後期、1歳7か月児、3歳6か月児、すくすく）を実施します。
計画の方向性	事業の周知・啓発に努め、継続するとともに、関係機関等との連携強化に努めます。
担当課	健康増進課

◆妊婦歯科健康診査

事業内容	妊婦の口腔内の衛生状態を健全に保ち、胎児の健全な育成を図るとともに、妊婦及び出生後の子どもの歯の健康の保持増進を図ることを目的に、妊娠中に歯科健康診査を実施します。
計画の方向性	事業の周知・啓発に努め、継続します。
担当課	健康増進課

◆産後ケア事業

事業内容	産後間もない産婦と乳児が心身のケア、育児に関する相談などを医療機関において宿泊又は日帰りで受けられる事業を実施します。
計画の方向性	事業の周知・啓発に努め、継続します。
担当課	健康増進課

## ◆歯科疾患予防事業

事業内容	歯科医師、歯科衛生士による、口腔内診査、保健指導、むし歯予測テスト及びフッ素塗布を実施します。
計画の方向性	事業の周知・啓発に努め、継続します。
担当課	健康増進課

## ◆予防接種事業

事業内容	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種を実施します。
計画の方向性	事業の周知・啓発に努め、継続します。
担当課	健康増進課

## ◆離乳食講習会、ぱくぱく幼児食教室

事業内容	「阪南市食育推進計画」に基づき、健全な食生活の推進に取り組みます。
計画の方向性	事業の周知・啓発に努め、継続します。
担当課	健康増進課

## ◆子どもの事故予防

事業内容	幼児期の死因の第1位である「不慮の事故」を予防するために、健診時の普及啓発や泉州南消防組合阪南消防署と連携し、乳幼児心肺蘇生法講習会を実施します。
計画の方向性	事業の周知・啓発に努め、継続します。
担当課	健康増進課

## ◆子ども医療費助成事業

事業内容	中学校卒業年度末までの子どもに係る医療費の一部を助成することにより、必要な医療を受けやすくします。
計画の方向性	国や府に対して、制度の創設や拡充を要望しながら、事業を継続します。
担当課	こども家庭課

◆未熟児養育医療給付事業

事業内容	未熟児で一定の症状を有し、医師が入院養育を必要と認めた人に対して、医療費の一部を助成することにより、必要な医療を受けやすくします。
計画の方向性	事業の周知・啓発に努め、継続します。
担当課	こども家庭課

◆小児医療等の充実

事業内容	小児救急医療及び休日夜間における重症救急患者の医療の確保のため、輪番制病院で運営するための費用の一部を負担します。
計画の方向性	事業の周知・啓発に努め、継続するとともに、関係機関等との連携強化に努めます。
担当課	健康増進課

◆小・中学校保健事業

事業内容	児童・生徒の健康保持増進を図るため、学校医・学校歯科医による健診等を実施します。
計画の方向性	事業の質の向上に努め、継続します。
担当課	教育総務課

## (2) 仕事と子育ての両立支援の推進

◆延長保育事業

事業内容	保育認定を受けた子どもに対し、通常の利用時間以外の時間において、保育所・認定こども園等において保育を実施します。
計画の方向性	事業の提供体制の確保に努め、継続します。
担当課	こども家庭課

◆一時預かり事業（預かり保育）

事業内容	家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対し、主として昼間において、幼稚園・保育所・認定こども園等において一時的に預かり、必要な保育を実施します。
計画の方向性	事業の提供体制の確保に努め、継続します。
担当課	こども家庭課、教育総務課、学校教育課

## ◆病児保育事業

事業内容	病児・病後児に対し、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施します。
計画の方向性	事業の提供体制の確保に努め、継続します。
担当課	こども家庭課

## ◆ファミリー・サポート・センター事業

事業内容	おおむね生後3か月から小学校6年生までの児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。
計画の方向性	事業の周知・啓発に努め、継続します。
担当課	こども家庭課

## ◆子育て短期支援事業

事業内容	保護者の疾病等の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））を行います。
計画の方向性	事業の周知・啓発に努め、継続します。
担当課	こども家庭課

## ◆男女共同参画推進事業

事業内容	男女共同参画意識の浸透のために、広報誌等への掲載や、市民団体との協働による市民啓発講座などを実施します。
計画の方向性	事業の周知・啓発に努め、継続します。
担当課	人権推進課

## ◆利用者支援事業

事業内容	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。
計画の方向性	事業の周知・啓発に努め、継続します。
担当課	健康増進課



### (3) 親・家庭が学び、育つ環境づくり

#### ◆子育て講座

事業内容	子育て中の親などに対し、育児に対する不安や問題軽減のため、子育て及び子育て支援に関する講座を実施します。
計画の方向性	事業の周知・啓発に努め、継続します。
担当課	こども家庭課、西鳥取公民館

#### ◆地域子育てスキルアップ講座

事業内容	地域の子育て支援者を対象にした講座を開催します。また、各関係機関と連携を図り、子育て支援及び支援体制の強化に繋がります。
計画の方向性	事業の周知・啓発に努め、継続するとともに、関係機関等との連携強化に努めます。
担当課	こども家庭課

#### ◆赤ちゃん相談

事業内容	母親の育児不安解消のため、保健師・栄養士・歯科衛生士による育児相談を実施します。（ボランティアの協力を得て、絵本の読み聞かせ・わらべうた遊びも併設します。）
計画の方向性	事業の周知・啓発に努め、継続します。
担当課	健康増進課

#### ◆地域健康教育

事業内容	園庭開放や地域子育て事業などに出向き、むし歯予防や予防接種の接種勧奨等の健康教育を実施します。
計画の方向性	事業の周知・啓発に努め、継続します。
担当課	健康増進課

#### ◆家庭訪問事業

事業内容	妊娠中の母親や乳幼児期の子どもがいる家庭に対して、保健師・助産師が家庭訪問し、相談を実施します。
計画の方向性	事業の周知・啓発に努め、継続します。
担当課	健康増進課

## ◆のびのび相談

事業内容	子どもの発達や育児に関する個別相談を実施します。
計画の方向性	事業の周知・啓発に努め、継続します。
担当課	健康増進課

## ◆言語相談

事業内容	言葉や発音、吃音等に関する個別相談を実施します。
計画の方向性	事業の周知・啓発に努め、継続します。
担当課	健康増進課

## (4) 地域の子育て支援体制の充実

## ◆地域子育て支援拠点事業

事業内容	子育ての支援拠点として、にこにこルームや親子教室などの子育て支援のための事業を実施します。また、子育て支援の団体やサークル等との連携を図り、子育て家庭へ活動情報等を提供します。
計画の方向性	事業の周知・啓発に努め、継続します。
担当課	こども家庭課

## ◆つどいの広場

事業内容	子育て中の親子が気軽につどい、うちとけた雰囲気の中で交流できるつどいの場を提供するとともに、子育て・悩み相談や、地域の子育て関連情報を提供します。
計画の方向性	事業の周知・啓発に努め、継続します。
担当課	こども家庭課

## ◆園庭開放及び体験入園

事業内容	子育て家庭を対象として、遊びの場の提供、育児不安等についての相談を実施します。
計画の方向性	利便性の向上に努め、継続します。
担当課	こども家庭課、学校教育課

## ◆親子登園（幼稚園）

事業内容	幼稚園での親子のふれあいと他の親子との交流を図ります。
計画の方向性	事業の周知・啓発に努め、継続します。
担当課	学校教育課

◆ブックスタート事業

事業内容	赤ちゃんの心と言葉を育むため、乳幼児健康診査（4か月児）の際に絵本1冊と図書館利用案内、地域の子育て情報が入った「ブックスタートパック」を手渡し、説明します。また、フォローアップのため、乳幼児と保護者対象の「おひざにだっこのおはなしかい」で絵本の読み聞かせやわらべ歌遊びの紹介をします。
計画の方向性	事業の周知・啓発に努め、継続します。
担当課	図書館



## 第5章 子ども・子育て支援事業における量の見込みと確保方策

### 1 教育・保育提供区域の設定

「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を1区域に設定します。

### 2 幼児期の学校教育・保育

#### (1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

計画期間における「幼児期の学校教育・保育」について、本市に居住する子どもの現在の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用状況や今後の利用希望などを踏まえた「量の見込み」を定め以下の区分ごとに設定します。

#### 保育の必要性の認定区分

- 3－5歳 幼児期の学校教育  
(子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に該当：教育標準時間認定)
- 3－5歳 保育の必要性あり  
(子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に該当：満3歳以上・保育認定)
- 0－2歳 保育の必要性あり(※)  
(子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に該当：満3歳未満・保育認定)

※0歳と1－2歳に分けて設定します。

## (2) 提供体制の確保の内容及びその実施時期

設定した「量の見込み」に対応するよう、「幼児期の学校教育・保育」における「提供体制の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

外国につながる児童やその保護者が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、必要に応じて支援を行います。

### ◆ 1号認定の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	476	438	403	371	341
② 確保方策	1,410	1,410	1,270	1,270	1,270
過不足(②-①)	934	972	867	899	929
確保方策の内容	令和元年12月 「阪南市子育て拠点再構築方針」策定 【方針の内容】 令和3年度 尾崎幼稚園及び尾崎保育所を廃止予定 令和4年度 尾崎地区の認定こども園を開園予定(定員未定) 令和4年度 はあとり幼稚園及び朝日幼稚園を整理統合予定 令和5年度以降 石田保育所と下荘保育所を統合予定(年次及び定員未定)				

### ◆ 2号認定の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	498	492	478	484	495
② 確保方策	579	579	579	579	579
過不足(②-①)	81	87	101	95	84
確保方策の内容	令和元年12月 「阪南市子育て拠点再構築方針」策定 【方針の内容】 令和3年度 尾崎幼稚園及び尾崎保育所を廃止予定 令和4年度 尾崎地区の認定こども園を開園予定(定員未定) 令和5年度以降 石田保育所と下荘保育所を統合予定(年次及び定員未定)				

◆3号認定（0歳）の量の見込みと確保方策

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	60	60	60	60	60
②確保方策	52	52	52	52	52
過不足（②-①）	-8	-8	-8	-8	-8
確保方策の内容	令和元年12月 「阪南市子育て拠点再構築方針」策定 【方針の内容】 令和3年度 尾崎保育所を廃止予定 令和4年度 尾崎地区の認定こども園を開園予定（定員未定） 令和5年度以降 石田保育所と下荘保育所を統合予定（年次及び定員未定）				

◆3号認定（1・2歳）の量の見込みと確保方策

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	299	299	299	299	299
②確保方策	280	280	280	280	280
過不足（②-①）	-19	-19	-19	-19	-19
確保方策の内容	令和元年12月 「阪南市子育て拠点再構築方針」策定 【方針の内容】 令和3年度 尾崎保育所を廃止予定 令和4年度 尾崎地区の認定こども園を開園予定（定員未定） 令和5年度以降 石田保育所と下荘保育所を統合予定（年次及び定員未定）				

### 3 地域子ども・子育て支援事業

計画期間における「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」を定めます。

本市に居住する子どもに対し、現在の「地域子ども・子育て支援事業」の利用状況や利用希望を踏まえて設定します。

設定した「量の見込み」に対応するよう、「地域子ども・子育て支援事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

#### ①延長保育事業

◆延長保育事業の量の見込みと確保方策 (単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	298	298	298	298	298
②確保方策	298	298	298	298	298
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

#### ②放課後児童健全育成事業

◆放課後児童健全育成事業の量の見込みと確保方策 (単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	170	151	143	138	131
	2年生	155	160	142	134	130
	3年生	145	121	125	111	105
	4年生	78	89	74	76	68
	5年生	34	33	38	31	32
	6年生	10	10	10	10	10
	合計	592	564	532	500	476
②確保方策	600	600	600	600	600	
過不足(②-①)	8	36	68	100	124	

#### ③子育て短期支援事業

◆子育て短期支援事業の量の見込みと確保方策 (単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	11	10	9	8	8
②確保方策	11	10	9	8	8
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

④地域子育て支援拠点事業

◆地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保方策 (単位：人回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	10,570	10,570	10,570	10,570	10,570
②確保方策	10,570	10,570	10,570	10,570	10,570
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

⑤乳児家庭全戸訪問事業

◆乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保方策 (単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	281	273	262	251	241
②確保方策	281	273	262	251	241
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

⑥一時預かり事業

◆一時預かり事業(幼稚園一時預かり)の量の見込みと確保方策 (単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	4,936	4,713	4,460	4,327	4,245
②確保方策	4,936	4,713	4,460	4,327	4,245
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

◆一時預かり事業(幼稚園一時預かり以外)の量の見込みと確保方策 (単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	24	24	24	24	24
②確保方策	290	290	290	290	290
過不足(②-①)	266	266	266	266	266



⑦養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

◆養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の量の見込みと確保方策

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	53	53	53	53	53
②確保方策	53	53	53	53	53
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

⑧病児保育事業

◆病児保育事業の量の見込みと確保方策

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	419	406	393	378	367
②確保方策	419	406	393	378	367
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

⑨ファミリー・サポート・センター事業

◆ファミリー・サポート・センター事業の量の見込みと確保方策

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,098	1,098	1,098	1,098	1,098
②確保方策	1,098	1,098	1,098	1,098	1,098
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

⑩利用者支援事業

◆利用者支援事業の量の見込みと確保方策

(単位：か所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

⑪妊婦健康診査

◆妊婦健康診査の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	410	412	398	381	365
②確保方策	410	412	398	381	365
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

◆実費徴収に係る補足給付を行う事業の量の見込みと確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	実施	実施	実施	実施	実施
②確保方策	実施	実施	実施	実施	実施

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

今後、新規事業者の参入があった場合は、事業の導入について検討します。

## 4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

---

本市は、幼稚園と保育所、認定こども園等で培ってきた知識・技能を活かしつつ、幼児期における子ども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育を提供します。

公立の施設については「阪南市子育て拠点再構築方針」に基づき、需給バランスを考慮しつつ、保護者の就労の有無に関わらず地域の子どもや家庭が利用でき、育ちと学びの連続性を踏まえた教育・保育を受けることができるよう努めます。

また、幼児期の教育・保育の目的が達成されるよう、研修や会議等を通じて異なる施設相互の連携を強化しつつ、市内の施設全体として、小学校就学後を見据えた教育・保育の連続性・一貫性を確保します。

## 5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

---

保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設等を確保します。

## 6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する府との連携

---

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭等の自立支援の推進、障がいのある子どもなど特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、府が行う施策との連携を図るとともに、市の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応のための体制の充実を図ります。

## 7 ワーク・ライフ・バランスのための雇用環境の整備に関する施策との連携

---

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための働き方の見直しを図るために、府、地域の企業、労働者団体、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進めます。

## 第6章 子どもの貧困対策

### 1 趣旨

本計画の基本理念である、「子どもの笑顔と笑い声があふれるまち、はんなん」に基づき、子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、全ての子どもが夢と希望を持って成長していける社会の実現をめざします。

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「子供の貧困対策に関する大綱」の趣旨に鑑み、子どもの貧困対策を総合的かつ計画的に推進します。

### 2 貧困に関する定義について

#### (1) 貧困について

貧困は、大きく「絶対的貧困」と「相対的貧困」に分けられます。「絶対的貧困」とは、生命を維持するために必要な最低限の生活水準が満ち足りておらず、食べるものがなくて飢えるという状態にあるものを言います。一方、「相対的貧困」とは、直ちに生命の危機にあるわけではありませんが、社会の一員として生活する上では生活水準が比較的低く、社会的に困難な状態にあるものを言います。

#### (2) 等価可処分所得と貧困線について

貧困の水準（困窮度）は、「等価可処分所得」の額が、「貧困線」を超えているのか、また、どれくらい超えているのかを計ることが必要です。「等価可処分所得」とは、世帯の可処分所得（収入から税金や社会保険料を引いた実質手取り分の収入）を基に算出する、その世帯の1人当たりの所得のことを指します。「貧困線」とは、全体を等価可処分所得の順に並べ、その中央値の50%のラインを指します。国際的には、「貧困線」を下回る者を「相対的貧困」状態にあるとされています。

### 3 アンケート結果からみる現状

#### (1) 調査の概要

##### ①アンケート調査の分析

本計画の策定に係る基礎資料とするためのアンケート調査から、等価可処分所得を割り出し、分析をしています。

##### ②困窮度の分類と分析の方向性について

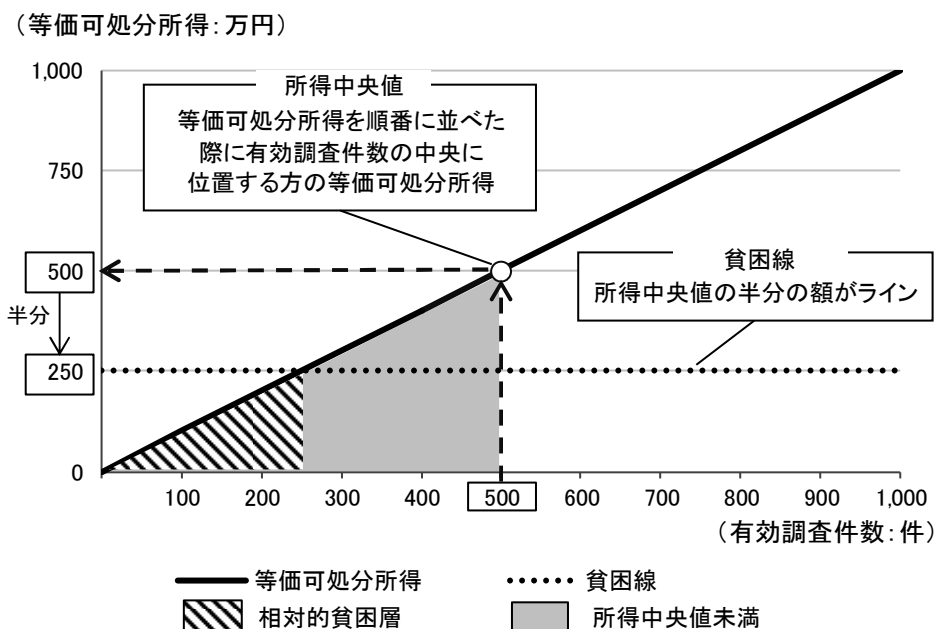
分析結果から、本市における就学前児童のいる世帯の所得中央値（等価可処分所得の中央値）は 225.0 万円であり、貧困線は 112.5 万円でした。また、小学生のいる世帯の所得中央値は 450.0 万円であり、貧困線は 225.0 万円でした。

本市においては、所得中央値未滿を対象とし、子どもの貧困対策を推進します。

##### ◆困窮度の割合

	就学前児童		小学生	
	件数	割合	件数	割合
所得中央値以上	291 件	56.1%	243 件	62.6%
所得中央値未滿	228 件	43.9%	145 件	37.4%
うち、相対的貧困層	52 件	10.0%	33 件	8.5%
全体	519 件	100.0%	388 件	100.0%

##### ◆困窮度の分類のイメージ図



※有効調査件数が 1,000 件、調査対象者の等価可処分所得が 1 万円ずつ異なるケースを例示しています。

## (2) 調査結果

### ①学校の成績と学習塾、進学についての考え

学校での成績については、所得中央値以上の方が所得中央値未満の方よりも「成績良好」の割合が高くなっています。学習塾へ通わせている状況については、所得中央値未満の方が所得中央値以上の方よりも「経済的な理由で通わせていない」割合が高くなっています。

また、子どもの進学については、所得状況に関わらず「大学・短期大学」を希望する割合が最も高いものの、所得中央値以上の方では7割、所得中央値未満の方は4割台と、割合に差が出ています。

#### ◆学校での成績【小学生】

上段:件数 下段:%	問 35 お子さんの学校での勉強の成績について							
	合計	成績良好	まあまあ 良好	普通	やや遅れ ている	かなり遅 れている	わから ない	不明・ 無回答
所得中央値 未満	145 100.0	18 12.4	52 35.9	51 35.2	17 11.7	3 2.1	3 2.1	1 0.7
所得中央値 以上	243 100.0	48 19.8	70 28.8	94 38.7	23 9.5	3 1.2	3 1.2	2 0.8

#### ◆学習塾に通わせているか【小学生】

上段:件数 下段:%	問 38 学習塾について				
	合計	通わせ ている	経済的な 理由で 通わせ て いない	経済的な 理由以外 で 通わせ て いない	不明・ 無回答
所得中央値 未満	145 100.0	24 16.6	38 26.2	69 47.6	14 9.7
所得中央値 以上	243 100.0	56 23.0	25 10.3	149 61.3	13 5.3

#### ◆子どもの進学について【小学生】

上段:件数 下段:%	問 37 お子さんの進学について、どこまで希望するか							
	合計	中学校	高等学校	大学・ 短期大学	専門学校・ 高等専門 学校	考えた ことが ない	わから ない	不明・ 無回答
所得中央値 未満	145 100.0	1 0.7	23 15.9	62 42.8	23 15.9	11 7.6	21 14.5	4 2.8
所得中央値 以上	243 100.0	-	19 7.8	170 70.0	20 8.2	10 4.1	23 9.5	1 0.4

## ②気軽に相談できる人や場所

気軽に相談できる人や場所については、就学前児童、小学生ともに所得中央値以上の方が所得中央値未満の方よりも「配偶者」と「近所の人」の割合が高くなっています。

また、就学前児童では所得中央値未満の方が所得中央値以上の方よりも「保育所の先生」の割合が高くなっています。

### ◆気軽に相談できる人や場所【就学前児童】

上段:件数 下段:%	問 12 気軽に相談できる人や場所などについて							
	合計	配偶者	ご自身や配偶者の親、親せき、(同居している)家族	友人や知人	近所の人	地域子育て支援拠点、子育て総合支援センターやNPOなどの子育て支援団体・サークル	保健センター	幼稚園の先生
所得中央値未満	228 100.0	175 76.8	176 77.2	169 74.1	31 13.6	28 12.3	19 8.3	33 14.5
所得中央値以上	291 100.0	272 93.5	240 82.5	213 73.2	58 19.9	35 12.0	15 5.2	45 15.5

保育所の先生	認定こども園の先生	民生委員・児童委員、主任児童委員	かかりつけの医師	市役所の子育て支援担当(こども家庭課など)の窓口	インターネットの交流サイト	キッズカウンセラー	スマイルサポーター
31 13.6	30 13.2	- -	28 12.3	2 0.9	5 2.2	- -	- -
15 5.2	34 11.7	2 0.7	32 11.0	1 0.3	2 0.7	- -	- -

その他	いない／ない	不明・無回答
2 0.9	4 1.8	- -
3 1.0	1 0.3	1 0.3

◆気軽に相談できる人や場所【小学生】

上段:件数 下段:%	問 10 気軽に相談できる人や場所などについて							
	合計	配偶者	ご自身や配偶者の親、親せき、(同居している) 家族	友人や知人	近所の人	小学校の先生	放課後児童クラブ (留守家庭児童会)の指導員	子育て総合支援センターやNPOなどの子育て支援団体・サークル
所得中央値未満	145 100.0	84 57.9	115 79.3	113 77.9	19 13.1	27 18.6	5 3.4	4 2.8
所得中央値以上	243 100.0	194 79.8	178 73.3	179 73.7	48 19.8	40 16.5	9 3.7	8 3.3

ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾などの習い事の先生	民生委員・児童委員、主任児童委員	かかりつけの医師	市役所の子育て支援担当(こども家庭課など)の窓口	インターネットの交流サイト	その他	いない／ない	不明・無回答
6 4.1	- -	6 4.1	- -	- -	2 1.4	3 2.1	2 1.4
18 7.4	- -	12 4.9	- -	2 0.8	5 2.1	3 1.2	- -





### ③充実してほしい子育て支援サービス

充実してほしい子育て支援サービスについては、就学前児童、小学生ともに所得中央値未満の方が所得中央値以上の方よりも「育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充などの子育て世帯への経済的援助の拡充」の割合が高くなっています。

#### ◆充実してほしい子育て支援サービス【就学前児童】

上段:件数 下段:%	問 32 市に対して、あなたの子育て経験などから、充実してほしい子育て支援サービス							
	合計	親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する	親子が安心して集まれる保育所や幼稚園の運動場の開放を増やす	親子が安心して集まれるつどいの広場などの屋内の施設を整備する	※「子育てのバリアフリー化」に取り組む	子育てに困った時の相談体制を充実する	子育て支援に関する情報提供を充実する	子育て中の親の仲間づくりや子育ての知識・技能の取得に役立つ親子教室の開催回数増加と内容の充実を図る
所得中央値未満	228 100.0	159 69.7	62 27.2	103 45.2	111 48.7	41 18.0	45 19.7	35 15.4
所得中央値以上	291 100.0	203 69.8	74 25.4	122 41.9	119 40.9	49 16.8	55 18.9	43 14.8

子育てサークル活動への支援を充実する	保育所や放課後児童クラブ(留守家庭児童会)など子どもを預ける施設を増やす	幼稚園における早朝、夕方の預かり保育の延長や夏休みなどの預かり保育などを充実する	誰でも気軽に利用できるNPOなどによる子育て支援サービスに対する支援を行う	小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する	子どもの安全を確保する対策を充実する	子育ての講座など子育てについて学べる機会をつくる	育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充などの子育て世帯への経済的援助の拡充
21 9.2	66 28.9	82 36.0	24 10.5	166 72.8	103 45.2	29 12.7	144 63.2
25 8.6	86 29.6	102 35.1	34 11.7	211 72.5	111 38.1	35 12.0	137 47.1

公営住宅の優先入居など住宅面での配慮や支援に取り組む	その他	特になし	不明・無回答
22 9.6	14 6.1	4 1.8	5 2.2
11 3.8	24 8.2	5 1.7	7 2.4

※正しくは「子連れでも安心して出かけられるよう、オムツ替えや授乳のためのスペースづくりや、歩道の段差解消などの「子育てのバリアフリー化」に取り組む」です。  
掲載にあたり、省略しています。

◆充実してほしい子育て支援サービス【小学生】

上段:件数 下段:%	問 21 市に対して、あなたの子育て経験などから、充実してほしい子育て支援サービス							
	合計	親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する	親子が安心して集まれる保育所や幼稚園の運動場の開放を増やす	親子が安心して集まれるつどいの広場などの屋内の施設を整備する	※「子育てのバリアフリー化」に取り組む	子育てに困った時の相談体制を充実する	子育て支援に関する情報提供を充実する	子育て中の親の仲間づくりや子育ての知識・技能の取得に役立つ親子教室の開催回数増加と内容の充実を図る
所得中央値未満	145 100.0	80 55.2	22 15.2	39 26.9	30 20.7	15 10.3	22 15.2	12 8.3
所得中央値以上	243 100.0	127 52.3	31 12.8	61 25.1	45 18.5	32 13.2	38 15.6	19 7.8

子育てサークル活動への支援を充実する	保育所や放課後児童クラブ(留守家庭児童会)など子どもを預ける施設を増やす	幼稚園における早朝、夕方の預かり保育の延長や夏休みなどの預かり保育などを充実する	誰でも気軽に利用できるNPOなどによる子育て支援サービスに対する支援を行う	小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する	子どもの安全を確保する対策を充実する	子育ての講座など子育てについて学べる機会をつくる	育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充などの子育て世帯への経済的援助の拡充
6 4.1	19 13.1	23 15.9	10 6.9	74 51.0	45 31.0	11 7.6	80 55.2
10 4.1	39 16.0	59 24.3	26 10.7	153 63.0	104 42.8	19 7.8	109 44.9

公営住宅の優先入居など住宅面での配慮や支援に取り組む	その他	特になし	不明・無回答
14 9.7	8 5.5	6 4.1	5 3.4
10 4.1	20 8.2	9 3.7	10 4.1

※正しくは「子連れでも安心して出かけられるよう、オムツ替えや授乳のためのスペースづくりや、歩道の段差解消などの「子育てのバリアフリー化」に取り組む」です。  
掲載にあたり、省略しています。

#### ④仕事と子育てを両立させる上での課題

仕事と子育てを両立させる上での課題については、就学前児童では所得中央値未満の方が所得中央値以上の方よりも「職場に子育てを支援する制度がないこと（育児休業、子どもの看護休暇、短時間勤務など）」「子どもを預かってくれる保育所などが見つからないこと」が高い割合となっています。

また、就学前児童、小学生ともに所得状況に関わらず、「子どもや自分が病気やけがをした時に代わりに子どもをみてくれる人がいないこと」を課題とする割合が高くなっています。

#### ◆仕事と子育てを両立させる上での課題【就学前児童】

上段:件数 下段:%	問 23 仕事と子育てを両立させる上での課題							
	合計	残業や出張が入ること	子どもや自分が病気やけがをした時に代わりに子どもをみてくれる人がいないこと	配偶者の協力が得られないこと	ご自身や配偶者の親などの理解が得られないこと	職場に子育てを支援する制度がないこと（育児休業、子どもの看護休暇、短時間勤務など）	職場の理解や協力が得られないこと	子どものほかにご自身や配偶者の親などを介護しなければならないこと
所得中央値未満	228 100.0	69 30.3	112 49.1	63 27.6	14 6.1	57 25.0	53 23.2	14 6.1
所得中央値以上	291 100.0	114 39.2	144 49.5	60 20.6	18 6.2	44 15.1	60 20.6	6 2.1

子どもを預かってくれる保育所などが見つからないこと	子どもと接する時間が少ないこと	特になし	その他	不明・無回答
39 17.1	81 35.5	28 12.3	17 7.5	15 6.6
22 7.6	127 43.6	28 9.6	19 6.5	18 6.2

◆仕事と子育てを両立させる上での課題【小学生】

上段:件数 下段:%	問 19 仕事と子育てを両立させる上での課題							
	合計	残業や出張が入ること	子どもや自分が病気やけがをした時に代わりに子どもをみてくれる人がいないこと	配偶者の協力が得られないこと	ご自身や配偶者の親などの理解が得られないこと	職場に子育てを支援する制度がないこと（育児休業、子どもの看護休暇、短時間勤務など）	職場の理解や協力が得られないこと	子どものほかにご自身や配偶者の親などを介護しなければならないこと
所得中央値未満	145 100.0	30 20.7	47 32.4	34 23.4	10 6.9	22 15.2	27 18.6	6 4.1
所得中央値以上	243 100.0	81 33.3	99 40.7	64 26.3	23 9.5	49 20.2	42 17.3	15 6.2

子どもを預かってくれる保育所などが見つからないこと	子どもと接する時間が少ないこと	特になし	その他	不明・無回答
7 4.8	57 39.3	30 20.7	8 5.5	12 8.3
14 5.8	79 32.5	32 13.2	15 6.2	19 7.8

⑤日常的に悩んでいること、あるいは気になること

日常的に悩んでいること、あるいは気になることについては、就学前児童、小学生ともに所得中央値未満の方が所得中央値以上の方よりも「子育てにかかる出費がかさむこと」「住居がせまいこと」が高い割合となっています。

◆ご自身（アンケート回答者）に関すること【就学前児童】

上段:件数 下段:%	問 42(2) ご自身に関することで日常悩んでいること、あるいは気になること							
	合計	子育てに関して配偶者の協力が少ないこと	配偶者と子育てに関して意見が合わないこと	子育てが大変なことを、ご自身や配偶者の親、親せき、近隣の人、職場など周りの人が理解してくれないこと	ご自身の子育てについて、ご自身や配偶者の親、親せき、近隣の人、職場など周りの見る目が気になること	子育てに関して話し相手や相談相手がないこと	仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと	配偶者以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと
所得中央値未満	228 100.0	41 18.0	24 10.5	12 5.3	23 10.1	14 6.1	91 39.9	18 7.9
所得中央値以上	291 100.0	42 14.4	27 9.3	9 3.1	12 4.1	10 3.4	102 35.1	18 6.2

子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうこと	子育てによる身体の疲れが大きいこと	子育てにかかる出費がかさむこと	住居がせまいこと	特になし	その他	不明・無回答
60 26.3	56 24.6	84 36.8	24 10.5	52 22.8	3 1.3	7 3.1
71 24.4	76 26.1	83 28.5	13 4.5	68 23.4	10 3.4	10 3.4

◆ご自身（アンケート回答者）に関すること【小学生】

上段:件数 下段:%	問 32(2) ご自身に関することで日常悩んでいること、あるいは気になること							
	合計	子育てに 関して 配偶者の 協力が 少ないこ と	配偶者と 子育てに 関して 意見が 合わない こと	子育てが 大変な ことを、 ご自身や 配偶者の 親、親せ き、近隣 の人、 職場など 周りの 人が理解 してくれ ないこと	ご自身の 子育てに ついて、 ご自身や 配偶者の 親、親せ き、近隣 の人、 職場など 周りの 見目が 気になる こと	子育てに 関して 話し相手 や相談 相手が いない こと	仕事や 自分のや りたいこ となど自 分の時 間が十 分取れ ないこ と	配偶者 以外に 子育て を手伝 ってくれる 人がい ないこ と
所得中央値 未満	145 100.0	23 15.9	17 11.7	3 2.1	8 5.5	5 3.4	34 23.4	9 6.2
所得中央値 以上	243 100.0	42 17.3	25 10.3	12 4.9	18 7.4	2 0.8	69 28.4	16 6.6

子育ての ストレスな どから子 どもに きつく あたって しまうこ と	子育てに よる身 体の疲 れが大 きいこ と	子育て にかか る出費 がかさ むこと	住居が せまい こと	特にな い	その他	不明・ 無回答
28 19.3	22 15.2	61 42.1	20 13.8	33 22.8	2 1.4	5 3.4
52 21.4	42 17.3	85 35.0	12 4.9	59 24.3	4 1.6	12 4.9

## 4 本市が抱える課題と今後の方向性

### (1) 貧困の連鎖を断ち切るための学習支援の充実

日本財団より平成30年に発表された「家庭の経済格差と子どもの認知能力・非認知能力格差の関係分析」によると、貧困の状況と子どもの学力は相関関係があり、特に10歳を境に学力の差が顕著に現れ、低学力のまま年齢が上がると、学力を高めることは難しくなると分析されています。また、内閣府の「平成30年度子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施状況」によると、貧困傾向の強い世帯ほど進学率が低いことが示されており、学歴の差は就労形態や生涯賃金との関係が深く、将来の所得格差につながりやすいと考えられています。

本市においても、アンケート調査から学校成績の状況については、所得中央値以上の方のほうが「成績良好」と回答されている割合が高く、貧困の状況と子どもの学力が結び付きやすい傾向にありました。また、進学についての考え方は、全体的に大学や短期大学までの進学を考えている方が多いものの、所得状況により割合に差が生じており、所得中央値未満の方は進学にかかる費用に対する懸念を持っている可能性があります。

貧困の連鎖を断ち切るため、家庭環境に関わらず子どもの学力を保障するため、学校教育での学力定着や教育費等の負担軽減が重要となります。

参考：日本財団『家庭の経済格差と子どもの認知能力・非認知能力格差の関係分析』  
[https://www.nippon-foundation.or.jp/what/projects/ending\\_child\\_poverty](https://www.nippon-foundation.or.jp/what/projects/ending_child_poverty)

### (2) 子どもや保護者への支援の充実

アンケート調査から、所得中央値未満の方は、比較的「身近な人」に気軽に相談しにくい状態にあることがうかがえます。このことは、子どもや保護者が社会的な孤立につながりやすい状態にあるとも言え、子どもが社会性を身につける上で重要な、信頼感や自己肯定感を育む機会を逸している可能性があります。

文部科学省の「家庭教育支援の具体的な推進方策について」によると、「家庭は、子供たちの健やかな育ちの基盤であり、家庭教育は、すべての教育の出発点」とされており、家庭教育を支える地域のつながりの重要性や幼児期・学童期における保護者や近所の人との関係が、子どもが社会性を身につける上で重要な環境であることが示されています。

子どもや保護者が社会的に孤立し、生活や将来への不安に陥らないよう、子どもと保護者への両方に対する支援を推進する必要があります。

### (3) 安定した生活を送ることができる支援の充実

アンケート調査から、所得中央値未満の方は、子育てに対する費用について日常的に悩んでいる傾向にあります。経済的援助の拡充等を望む声も多く、生活の基盤を支える支援の充実が求められています。

また、生活の基盤を形成するために、仕事と子育ての両立を図ることが重要となります。そのためには、子どもの預け先の確保や多様なニーズに対応した施策の展開が望まれます。

安心して子育てができる環境を整えることが、子どもや保護者が安定した生活を送ることにつながると思われています。



## 5 基本目標

---

### 》》 基本目標 1 子どもへの教育支援

#### 目標の方向性

家庭の経済状況に関わらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子どもが質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるよう、子どもたちには学習支援を推進するとともに、保護者に対しては教育費等の負担の軽減を図ります。

### 》》 基本目標 2 子どもや保護者の生活の支援

#### 目標の方向性

貧困にある子どもが、社会的に孤立し、必要な支援を受けられず、一層困難な状況におかれることのないよう、子どもの居場所の確保や保護者の相談体制の確立など、関係機関と連携し、適切な支援の提供に取り組みます。

### 》》 基本目標 3 生活基盤の確立支援

#### 目標の方向性

保護者が就労することは、一定の収入を得て、生活の安定を図る上で重要であることは言うまでもありません。保護者が働く姿を子どもに示すことによって、子どもが労働の価値や意味を学ぶなどの、教育的意義を見出すためにも、保護者の就労支援の充実を図ります。

また、世帯の生活の基礎を下支えしていくため、手当やサービスの提供等の周知・啓発等を図るとともに、各種手当等を給付し、生活基盤の確立につなげるよう努めます。

## 6 基本目標ごとの取組

### (1) 子どもへの教育支援

#### ①学力保障の推進に向けた取組

##### ◆子ども支援員配置事業

事業内容	支援学級等における、障がいのある園児・児童・生徒に子ども支援員を配置し、適切に必要な支援を行います。また、通常の学級におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症等の発達障がいの可能性のある児童・生徒及び学習が困難な児童・生徒に対しても適切に必要な支援を行います。
担当課	学校教育課

##### ◆少人数指導

事業内容	国語・算数（数学）・英語・理科で少人数指導を実施します。
担当課	学校教育課

##### ◆教職員研修

事業内容	教職員の資質向上のために研修を実施します。
担当課	学校教育課

##### ◆教育相談

事業内容	学校や家庭での子どもの教育に関する相談を実施します。
担当課	学校教育課

##### ◆学習支援事業

事業内容	貧困の連鎖の防止のため、生活保護世帯、生活困窮者世帯、準要保護世帯の中学生の生徒を対象に学習支援事業を実施します。
担当課	生活支援課

## ②教育費等の負担軽減に向けた取組

### ◆奨学金等支援相談事業

事業内容	就学にかかる奨学金に関する相談等を実施します。
担当課	学校教育課

### ◆小・中学校要保護・準要保護就学援助事業

事業内容	義務教育を円滑に受けられるよう、経済的に困窮している児童・生徒の保護者に対して、学校での学習に必要な費用の一部を援助し、経済的負担の軽減を図ります。
担当課	教育総務課

### ◆小・中学校特別支援教育就学奨励事業

事業内容	小・中学校の支援学級に在籍している児童・生徒の保護者に対して、学用品等の一部を支給し、経済的負担の軽減を図ります。
担当課	教育総務課

### ◆阪南市留守家庭児童会の保育料の減額又は免除

事業内容	世帯所得の状況等に応じて、阪南市留守家庭児童会の保育料の減額又は免除を行い、負担軽減を図ります。
担当課	生涯学習推進室

### ◆保育所、認定こども園等の保育料の軽減

事業内容	世帯所得の状況等に応じて、保育所・認定こども園等の保育料の減額などを行い、負担軽減を図ります。
担当課	こども家庭課

### ◆幼児教育・保育の無償化

事業内容	幼稚園・保育所・認定こども園等を利用する子どもの保護者の経済的負担の軽減を図ります。
担当課	こども家庭課、教育総務課、学校教育課

### ◆実費徴収に係る補足給付事業

事業内容	世帯所得の状況等に応じて、教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や、給食にかかる費用の一部（副食費）を助成します。
担当課	こども家庭課、教育総務課

## ◆寡婦（夫）控除のみなし適用

事業内容	未婚で20歳未満の子を養育するひとり親家庭を対象に、子育てや福祉などのサービス（保育料、助産施設入所者負担金など）について、利用料の減額などを行い、負担軽減を図ります。
担当課	こども家庭課、教育総務課

## ◆ファミリーサポート利用料の減免

事業内容	ひとり親家庭医療の受給者のうち、小学校3年生以下の児童がいる保護者に対して、対象児童1人につき年間24枚のサポート利用券を交付し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。
担当課	こども家庭課

## ◆乳幼児家庭支援事業

事業内容	2歳未満までの乳幼児のいる家庭に対し、市指定可燃用ごみ袋を支給し、保護者の経済的負担を図ります。
担当課	こども家庭課

## ③学びの連続性に向けた幼・保・こ・小・中の連携

## ◆幼・保・こ・小・中の連携

事業内容	幼稚園・保育所・認定こども園それぞれの連携に加え、小学校、中学校との連続性や連携・交流について検討し、推進します。
担当課	こども家庭課、こども政策課、教育総務課、学校教育課、健康増進課

## (2) 子どもや保護者の生活の支援

### ①子どもを孤立させないための取組

#### ◆適応指導教室事業

事業内容	登校園が難しくなっている園児・児童・生徒が利用できる場所を提供し、支援を実施します。
担当課	学校教育課

#### ◆スクールソーシャルワーカー配置事業

事業内容	園児・児童・生徒の環境をアセスメントし、適切な支援を計画します。
担当課	学校教育課

#### ◆小地域ネットワーク活動推進事業

事業内容	8小学校区（12校区（地区）福祉委員会）において、小地域ネットワーク活動（個別援助・グループ援助活動等）を実施し、身近な生活圏域における住民主体の活動を支援します。
担当課	市民福祉課

#### ◆共生の地域づくり推進事業

事業内容	学習支援や子どもの食堂などを実施する団体の立ち上げ支援及び運営支援を行います。
担当課	市民福祉課

#### ◆阪南市留守家庭児童会

事業内容	保護者が労働等の事由により昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活指導の場を提供し、その児童の健全な育成を図ります。
担当課	生涯学習推進室

#### ◆放課後の子どもの居場所事業

事業内容	阪南市内の小・中学生の放課後等における子どもの居場所を地域に確保するとともに、子どもたち主体の自由な活動を行います。
担当課	生涯学習推進室

## ②子どもに対する相談体制の確立

## ◆スクールカウンセラー配置事業

事業内容	臨床心理士による発達相談やカウンセリングを実施します。
担当課	学校教育課

## ◆子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業内容	地域全体で子どもを守るための連携を強化し、児童虐待の防止などの取組を進めます。
担当課	こども家庭課

## ◆コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業

事業内容	地域における見守り・発見・つなぎ機能などセーフティネットを構築し、総合的な相談を実施します。
担当課	市民福祉課

## ③保護者に対する相談体制の確立

## ◆教育支援相談員事業

事業内容	教育支援相談員を配置し、発達相談やカウンセリングを実施します。
担当課	学校教育課

## ◆母子・父子・寡婦生活相談

事業内容	母子父子自立支援員が、生活全般や子どものこと、就職や母子・父子・寡婦福祉資金の貸し付けの相談等を実施します。
担当課	こども家庭課

## ◆養育支援訪問事業

事業内容	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育を実施します。
担当課	健康増進課、こども家庭課

## ◆家庭児童相談室

事業内容	子育ての心配や悩みなど、子どもに関する様々な相談を実施します。
担当課	こども家庭課

#### ④妊娠期から出産・子育て期の切れ目のない支援

##### ◆教育と福祉の連携した家庭教育支援事業

事業内容	共生の地域づくり推進事業と連携し、引きこもりの未然防止や不登校の対策について協議します。
担当課	学校教育課

##### ◆子育て世代包括支援センター運営事業

事業内容	地区担当保健師による妊娠届出の面接から妊娠中の電話相談、出産後の訪問などを通して妊娠期からの切れ目のない支援を行います。
担当課	健康増進課

##### ◆地域子育て支援拠点事業

事業内容	子育ての支援拠点として、にこにこルームや親子教室などの子育て支援のための事業を実施します。また、子育て支援の団体やサークル等との連携を図り、子育て家庭へ活動情報等を提供します。
担当課	こども家庭課

##### ◆こんにちは赤ちゃん事業

事業内容	出生児のうち第1子については保健師または助産師、第2子以降については保育士等が家庭訪問し、育児相談や地域における子育て情報を提供します。
担当課	健康増進課、こども家庭課

##### ◆つどいの広場

事業内容	子育て中の親子が気軽につどい、うちとけた雰囲気の中で交流できるつどいの場を提供するとともに、子育て・悩み相談や、地域の子育て関連情報を提供します。
担当課	こども家庭課

### (3) 生活基盤の確立支援

#### ①子どもや保護者の視点に立った就労支援

##### ◆地域就労支援事業

事業内容	就職困難者等からの雇用・就労に関する相談をはじめ、能力開発講座の実施や関係機関との連携など、雇用・就労の支援を行います。
担当課	まちの活力創造課

##### ◆若年者等のためのしごとの出張相談

事業内容	働いていない若年者等（おおむね49歳まで）を対象とした相談を実施します。
担当課	まちの活力創造課

##### ◆就労・生活相談

事業内容	面接の受け方や履歴書の書き方など就労や生活に関する相談を実施します。
担当課	まちの活力創造課

##### ◆被保護者就労支援事業

事業内容	被保護者からの就労相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、被保護者の自立の促進を図ります。
担当課	生活支援課

##### ◆自立支援教育訓練給付金事業

事業内容	母子家庭の母等が、職業能力の向上をめざした教育訓練講座を受講する際に支払った費用の一部を支給することにより、就職の可能性を高め、又は増収につなげ、自立を支援します。
担当課	こども家庭課

##### ◆高等職業訓練促進給付金事業

事業内容	母子家庭の母等が、就業に結びつきやすい看護師や保育士などの資格を取得するために1年以上養成機関で修業する際に、その期間中の生活の負担を軽減し、資格取得を容易にするために、給付金を支給します。
担当課	こども家庭課



◆母子・父子自立支援プログラム策定事業

事業内容	児童扶養手当の受給者を対象に、個々の状況や希望に応じて就職までのプログラムを策定し、ハローワークと連携しながら就職まで継続的な支援を行います。
担当課	こども家庭課

②安心して就労するための支援

◆阪南市留守家庭児童会

事業内容	保護者が労働等の事由により昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活指導の場を提供し、その児童の健全な育成を図ります。
担当課	生涯学習推進室

◆保育所等保育の提供

事業内容	保護者が就労している等の事由により、保育を必要とする乳幼児を保育所や認定こども園等で保育します。
担当課	こども家庭課

◆保育所等への優先入所

事業内容	保護者が就労している等の事由により、保育を必要とする乳幼児のいる生活保護世帯やひとり親家庭等については、保育所等への入所を優先します。
担当課	こども家庭課

◆延長保育事業

事業内容	保育認定を受けた子どもに対し、通常の利用時間以外の時間において、保育所・認定こども園等において保育を実施します。
担当課	こども家庭課

◆一時預かり事業（預かり保育）

事業内容	家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対し、主として昼間において、幼稚園・保育所・認定こども園等において一時的に預かり、必要な保育を実施します。
担当課	こども家庭課、教育総務課、学校教育課

## ◆病児保育事業

事業内容	病児・病後児に対し、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施します。
担当課	こども家庭課

## ◆ファミリー・サポート・センター事業

事業内容	おおむね生後3か月から小学校6年生までの児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。
担当課	こども家庭課

## ◆子育て短期支援事業

事業内容	保護者の疾病等の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））を行います。
担当課	こども家庭課

## ③公的な経済支援

## ◆児童扶養手当

事業内容	離婚等によるひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するため、子どもを養育する人に対し、年6回支給します。
担当課	こども家庭課

## ◆ひとり親家庭医療費助成事業

事業内容	ひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成することにより、必要な医療を受けやすくします。
担当課	こども家庭課

## ◆母子・父子・寡婦福祉資金（貸付事業）

事業内容	母子・父子・寡婦家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、資金の貸し付けを行います。
担当課	こども家庭課

◆生活困窮者自立支援事業

事業内容	就労の状況、心身の状況、地域社会との関連性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者が、生活困窮の自立をするための必要な支援を実施します。
担当課	生活支援課

◆生活保護制度

事業内容	生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。
担当課	生活支援課



## 第7章 ひとり親家庭等自立促進

### 1 趣旨

ひとり親家庭等（母子家庭、父子家庭、寡婦）では、多くが生計の維持と子育ての両方の負担を一人で担わなければならないため、収入、住居、子どもの養育等の面で様々な困難を抱えています。

本計画の基本理念である、「子どもの笑顔と笑い声があふれるまち、はんなん」に基づき、子育てと生計を一人で担っているひとり親家庭等が、社会を構成する子育て家庭の一つの家族形態として、自らの力を発揮し安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てることのできる社会の実現をめざします。

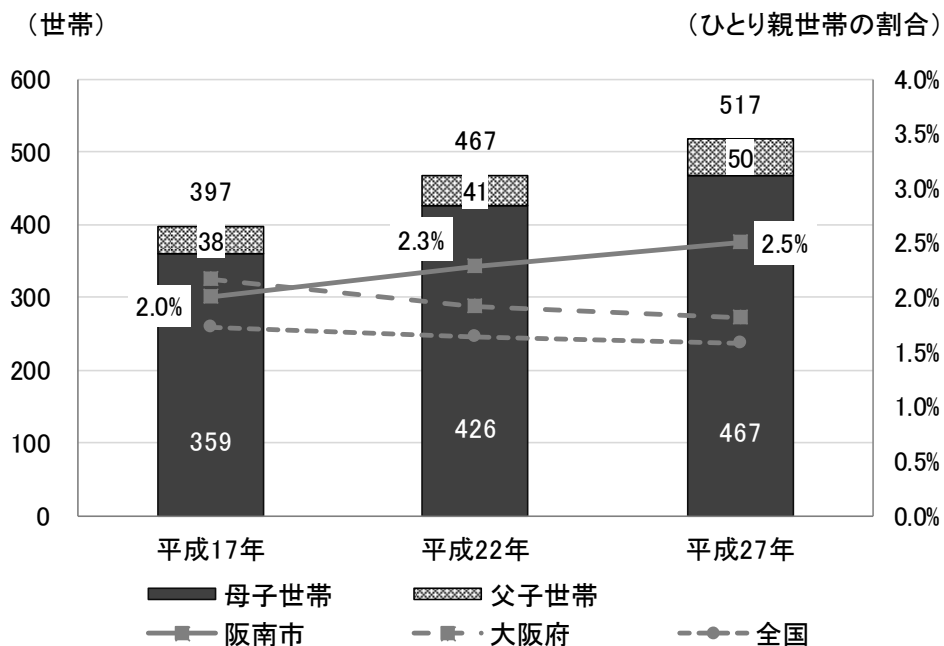
また、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の趣旨に鑑み、ひとり親家庭等の自立促進を総合的かつ計画的に推進します。

### 2 アンケート結果等からみる現状

#### ①ひとり親家庭の推移

本市のひとり親家庭数は増加傾向にあり、平成27年で517世帯となっています。

国や府と比較すると、国や府はひとり親世帯の割合が減少傾向にある中で、本市においては増加傾向となっています。



資料：国勢調査

## ②就労状況

就労状況については、就学前児童のいる世帯においては、ひとり親家庭であるかどうかに関わらず、母親はおよそ6割の方が現在就労をしています。しかし、「現在就労していない」と回答された方の就労希望としては、ひとり親家庭のほうがひとり親でない家庭よりも、「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」と考えている割合が高くなっています。

また、小学生のいる世帯においては、ひとり親家庭では「現在就労していない」の割合が低くなっています。

### ◆現在の就労状況【就学前児童のいる世帯】

上段:件数 下段:%	問 14 現在の就労状況						
	合計	就労している (フルタイム)	就労している (フルタイム) が産休・育休・ 介護休業中等	就労している (パートタイ ム、アルバイト 等)	就労している (パートタイ ム、アルバイト 等)が産休・育 休・介護休業 中等	現在就労して いない	不明・無回答
ひとり親 【母子世帯】	69 100.0	21 30.4	3 4.3	16 23.2	1 1.4	27 39.1	1 1.4
ひとり親 【父子世帯】	4 100.0	3 75.0	- -	- -	- -	- -	1 25.0
ひとり親で ない【母親】	494 100.0	109 22.1	41 8.3	124 25.1	16 3.2	204 41.3	- -
ひとり親で ない【父親】	494 100.0	484 98.0	- -	6 1.2	- -	4 0.8	- -

### ◆就労希望（現在就労していない方対象）【就学前児童のいる世帯】

上段:件数 下段:%	問 14-3 就労希望				
	合計	子育てや家事 などに専念し たい(働く予定 はない)	1年より先、 一番下の子どもが、何歳か になった頃に 働きたい	すぐにでも、 もしくは1年以 内に働きたい	不明・無回答
ひとり親 【母子世帯】	27 100.0	3 11.1	9 33.3	10 37.0	5 18.5
ひとり親 【父子世帯】	対象者なし				
ひとり親で ない【母親】	204 100.0	44 21.6	105 51.5	41 20.1	14 6.9
ひとり親で ない【父親】	4 100.0	- -	- -	2 50.0	2 50.0

## ◆現在の就労状況【小学生のいる世帯】

上段:件数 下段:%	問 12 現在の就労状況						
	合計	就労している (フルタイム)	就労している (フルタイム) が育休・介護 休業中等	就労している (パートタイ ム、アルバイト 等)	就労している (パートタイ ム、アルバイト 等)が育休・介 護休業中等	現在就労して いない	不明・無回答
ひとり親 【母子世帯】	57 100.0	38 66.7	- -	9 15.8	- -	3 5.3	7 12.3
ひとり親 【父子世帯】	25 100.0	18 72.0	- -	- -	- -	- -	7 28.0
ひとり親で ない【母親】	383 100.0	73 19.1	5 1.3	179 46.7	3 0.8	99 25.8	24 6.3
ひとり親で ない【父親】	383 100.0	366 95.6	- -	- -	- -	1 0.3	16 4.2

## ◆就労希望（現在就労していない方対象）【小学生のいる世帯】

上段:件数 下段:%	問 12-3 就労希望				
	合計	子育てや家事 などに専念し たい(働く予定 はない)	1年より先、 一番下の子どもが、何歳か になった頃に 働きたい	すぐにでも、 もしくは1年以 内に働きたい	不明・無回答
ひとり親 【母子世帯】	3 100.0	1 33.3	1 33.3	- -	1 33.3
ひとり親 【父子世帯】	対象者なし				
ひとり親で ない【母親】	99 100.0	28 28.3	45 45.5	16 16.2	10 10.1
ひとり親で ない【父親】	1 100.0	1 100.0	- -	- -	- -

### ③仕事と子育てを両立させる上での課題

仕事と子育てを両立させる上での課題については、就学前児童のいる世帯においては、ひとり親家庭のほうがひとり親でない家庭よりも、「子どもを預かってくれる保育所などが見つからないこと」の割合が高くなっています。

また、小学生のいる世帯においては、ひとり親家庭のほうがひとり親でない家庭よりも、「子どもと接する時間が少ないこと」の割合が高くなっています。この、「子どもと接する時間が少ないこと」については、就学前児童のいる世帯では、ひとり親家庭であるかどうかに関わらず、回答された割合が高くなっています。

さらに、ひとり親家庭であるかどうかに関わらず、就学前児童のいる世帯、小学生のいる世帯ともに、「残業や出張が入ること」「子どもや自分が病気やけがをした時に代わりに子どもをみてくれる人がいないこと」の割合が高くなっています。

#### ◆仕事と子育てを両立させる上での課題【就学前児童のいる世帯】

上段:件数 下段:%	問 23 仕事と子育てを両立させる上での課題							
	合計	残業や出張が入ること	子どもや自分が病気やけがをした時に代わりに子どもをみてくれる人がいないこと	配偶者の協力が得られないこと	ご自身や配偶者の親などの理解が得られないこと	職場に子育てを支援する制度がないこと (育児休業、子どもの看護休暇、短時間勤務など)	職場の理解や協力が得られないこと	子どものほかにご自身や配偶者の親などを介護しなければならないこと
ひとり親	72 100.0	19 26.4	35 48.6	10 13.9	5 6.9	13 18.1	16 22.2	1 1.4
ひとり親でない	494 100.0	174 35.2	241 48.8	120 24.3	23 4.7	90 18.2	101 20.4	21 4.3

子どもを預かってくれる保育所などが見つからないこと	子どもと接する時間が少ないこと	特になし	その他	不明・無回答
15 20.8	28 38.9	8 11.1	4 5.6	8 11.1
45 9.1	190 38.5	55 11.1	34 6.9	31 6.3

◆仕事と子育てを両立させる上での課題【小学生のいる世帯】

上段:件数 下段:%	問 19 仕事と子育てを両立させる上での課題と思うこと							
	合計	残業や出張が入ること	子どもや自分が病気やけがをした時に代わりに子どもをみてくれる人がいないこと	配偶者の協力が得られないこと	ご自身や配偶者の親などの理解が得られないこと	職場に子育てを支援する制度がないこと	職場の理解や協力が得られないこと	子どものほかにご自身や配偶者の親などを介護しなければならないこと
ひとり親	75 100.0	25 33.3	26 34.7	10 13.3	3 4.0	15 20.0	16 21.3	3 4.0
ひとり親でない	383 100.0	102 26.6	150 39.2	104 27.2	33 8.6	66 17.2	62 16.2	21 5.5

子どもを預かってくれる保育所などが見つからないこと	子どもと接する時間が少ないこと	特になし	その他	不明・無回答
3 4.0	41 54.7	10 13.3	5 6.7	4 5.3
19 5.0	114 29.8	66 17.2	21 5.5	37 9.7

④ひとり親家庭における困窮度

ひとり親家庭では、就学前児童のいる世帯、小学生のいる世帯ともに、本市における子どもの貧困対策を推進する世帯である「所得中央値未満」に該当する割合が過半数を占め、高い割合となっています。

◆ひとり親家庭と困窮度の関連性【就学前児童のいる世帯】

上段:件数 下段:%	所得中央値以上と所得中央値未満の項目			
	合計	所得中央値以上	所得中央値未満	不明・無回答
ひとり親	72 100.0	15 20.8	42 58.3	15 20.8
ひとり親でない	494 100.0	263 53.2	177 35.8	54 10.9

◆ひとり親家庭と困窮度の関連性【小学生のいる世帯】

上段:件数 下段:%	所得中央値以上と所得中央値未満の項目			
	合計	所得中央値以上	所得中央値未満	不明・無回答
ひとり親	75 100.0	22 29.3	48 64.0	5 6.7
ひとり親でない	383 100.0	221 57.7	97 25.3	65 17.0



### ⑤気軽に相談できる人や場所

気軽に相談できる人や場所については、就学前児童のいる世帯、小学生のいる世帯ともに、ひとり親家庭であるかどうかに関わらず、「ご自身や配偶者の親、親せき、(同居している) 家族」「友人や知人」の割合が高く、専門的な知識で対応することができる公的機関や相談員等への相談割合が低くなっています。

#### ◆気軽に相談できる人や場所【就学前児童のいる世帯】

上段:件数 下段:%	問 12 気軽に相談できる人や場所などについて							
	合計	配偶者	ご自身や配偶者の親、親せき、(同居している) 家族	友人や知人	近所の人	地域子育て支援拠点、子育て総合支援センターや NPO などの子育て支援団体・サークル	保健センター	幼稚園の先生
ひとり親	72 100.0	32 44.4	51 70.8	54 75.0	11 15.3	7 9.7	2 2.8	9 12.5
ひとり親でない	494 100.0	447 90.5	399 80.8	353 71.5	82 16.6	57 11.5	35 7.1	69 14.0

保育所の先生	認定こども園の先生	民生委員・児童委員、主任児童委員	かかりつけの医師	市役所の子育て支援担当(こども家庭課など)の窓口	インターネットの交流サイト	キンダーカウンセラー	スマイルサポーター
12 16.7	5 6.9	- -	9 12.5	- -	3 4.2	- -	- -
39 7.9	65 13.2	2 0.4	51 10.3	2 0.4	4 0.8	- -	- -

その他	いない／ない	不明・無回答
2 2.8	2 2.8	1 1.4
3 0.6	4 0.8	1 0.2

◆気軽に相談できる人や場所【小学生のいる世帯】

上段:件数 下段:%	問 10 気軽に相談できる人や場所などについて							
	合計	配偶者	ご自身や配偶者の親、親せき、(同居している)家族	友人や知人	近所の人	小学校の先生	放課後児童クラブ(留守家庭児童会)の指導員	子育て総合支援センターやNPOなどの子育て支援団体・サークル
ひとり親	75 100.0	9 12.0	59 78.7	53 70.7	7 9.3	7 9.3	3 4.0	1 1.3
ひとり親でない	383 100.0	327 85.4	287 74.9	283 73.9	69 18.0	66 17.2	12 3.1	12 3.1

ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾などの習い事の先生	民生委員・児童委員、主任児童委員	かかりつけの医師	市役所の子育て支援担当(こども家庭課など)の窓口	インターネットの交流サイト	その他	いない／ない	不明・無回答
3 4.0	- -	3 4.0	- -	- -	2 2.7	2 2.7	1 1.3
27 7.0	- -	16 4.2	- -	2 0.5	6 1.6	6 1.6	1 0.3

## ⑥充実してほしい子育て支援サービス

充実してほしい子育て支援サービスについては、就学前児童のいる世帯、小学生のいる世帯ともに、ひとり親家庭のほうがひとり親でない家庭よりも、「育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充などの子育て世帯への経済的援助の拡充」「公営住宅の優先入居など住宅面での配慮や支援に取り組む」の割合が高くなっています。

### ◆充実してほしい子育て支援サービス【就学前児童のいる世帯】

上段:件数 下段:%	問 32 市に対して、あなたの子育て経験などから、充実してほしい子育て支援サービス							
	合計	親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する	親子が安心して集まれる保育所や幼稚園の運動場の開放を増やす	親子が安心して集まれるつどいの広場などの屋内の施設を整備する	※「子育てのバリアフリー化」に取り組む	子育てに困った時の相談体制を充実する	子育て支援に関する情報提供を充実する	子育て中の親の仲間づくりや子育ての知識・技能の取得に役立つ親子教室の開催回数増加と内容の充実を図る
ひとり親	72 100.0	46 63.9	14 19.4	33 45.8	29 40.3	11 15.3	13 18.1	8 11.1
ひとり親でない	494 100.0	352 71.3	138 27.9	214 43.3	217 43.9	86 17.4	95 19.2	76 15.4

子育てサークル活動への支援を充実する	保育所や放課後児童クラブ(留守家庭児童会)など子どもを預ける施設を増やす	幼稚園における早朝、夕方の預かり保育の延長や夏休みなどの預かり保育などを充実する	誰でも気軽に利用できるNPOなどによる子育て支援サービスに対する支援を行う	小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する	子どもの安全を確保する対策を充実する	子育ての講座など子育てについて学べる機会をつくる	育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充などの子育て世帯への経済的援助の拡充
2 2.8	21 29.2	15 20.8	4 5.6	50 69.4	35 48.6	8 11.1	42 58.3
40 8.1	144 29.1	182 36.8	56 11.3	357 72.3	204 41.3	58 11.7	261 52.8

公営住宅の優先入居など住宅面での配慮や支援に取り組む	その他	特になし	不明・無回答
9 12.5	4 5.6	10 13.9	10 13.9
27 5.5	38 7.7	1 0.2	4 0.8

※正しくは「子連れでも安心して出かけられるよう、オムツ替えや授乳のためのスペースづくりや、歩道の段差解消などの「子育てのバリアフリー化」に取り組む」です。掲載にあたり、省略しています。

◆充実してほしい子育て支援サービス【小学生のいる世帯】

上段:件数 下段:%	問 21 市に対して、あなたの子育て経験などから、充実してほしい子育て支援サービス							
	合計	親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する	親子が安心して集まれる保育所や幼稚園の運動場の開放を増やす	親子が安心して集まれるつどいの広場などの屋内の施設を整備する	※「子育てのバリアフリー化」に取り組む	子育てに困った時の相談体制を充実する	子育て支援に関する情報提供を充実する	子育て中の親の仲間づくりや子育ての知識・技能の取得に役立つ親子教室の開催回数増加と内容の充実を図る
ひとり親	75 100.0	34 45.3	9 12.0	15 20.0	7 9.3	5 6.7	5 6.7	5 6.7
ひとり親でない	383 100.0	206 53.8	54 14.1	109 28.5	78 20.4	48 12.5	71 18.5	34 8.9

子育てサークル活動への支援を充実する	保育所や放課後児童クラブ(留守家庭児童会)など子どもを預ける施設を増やす	幼稚園における早朝、夕方の預かり保育の延長や夏休みなどの預かり保育などを充実する	誰でも気軽に利用できるNPOなどによる子育て支援サービスに対する支援を行う	小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する	子どもの安全を確保する対策を充実する	子育ての講座など子育てについて学べる機会をつくる	育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充などの子育て世帯への経済的援助の拡充
3 4.0	8 10.7	8 10.7	4 5.3	37 49.3	28 37.3	6 8.0	42 56.0
16 4.2	54 14.1	89 23.2	35 9.1	225 58.7	142 37.1	32 8.4	180 47.0

公営住宅の優先入居など住宅面での配慮や支援に取り組む	その他	特になし	不明・無回答
11 14.7	4 5.3	4 5.3	5 6.7
15 3.9	29 7.6	15 3.9	16 4.2

※正しくは「子連れでも安心して出かけられるよう、オムツ替えや授乳のためのスペースづくりや、歩道の段差解消などの「子育てのバリアフリー化」に取り組む」です。  
掲載にあたり、省略しています。

### 3 本市が抱える課題と今後の方向性

---

#### (1) 子育てと仕事の両立と就業支援

ひとり親家庭では、一般的に生計維持の役割を担うために、就労意欲が強いことが想定されます。本市においても、アンケート調査により、すでに就労している方やまだ就労していなくても近い将来に就労したいと考えている方が多く、同様の傾向にあることがうかがえます。

一方、就労するための子どもの預け先の確保や多様な就労形態への対応などが課題とみられ、ひとり親家庭が働きやすい環境づくりが求められています。

また、ひとり親家庭のうち就労している方の就労形態はフルタイム勤務が多いことから、近い将来に就労したいと考えているひとり親家庭の方が就労する場合、フルタイム勤務を希望することが見込まれます。ひとり親家庭が自立し、安定した生活を営むことができるよう、より良い就業に向けた支援が必要と考えられます。

#### (2) 経済的支援の充実

全てのひとり親家庭が困窮しているわけではありませんが、アンケート調査から、ひとり親家庭は比較的所得水準が低い傾向にあり、貧困との相関性が強いと考えられます。

ひとり親家庭の状況に合った援助に結び付けるため、各種手当等や負担軽減などの経済的な支援をきめ細かに実施することが重要です。

#### (3) 社会全体で子どもを見守る支援の充実

ひとり親家庭では一人で仕事と子育てを両立しなければならない場合が多く、様々な悩み事、困り事が生じることが考えられます。アンケート調査では、気軽に相談できる相手としては親や親せき、友人や知人が中心となっていることがうかがえます。

悩み事、困り事の内容にもよりますが、より専門的な知識を有する公的機関での対応が望まれる場合もあり、そのような相談ができる場や信頼関係を築ける相談員が必要と考えられます。

## 4 基本目標

### 基本目標 1 就業支援の推進

#### 目標の方向性

ひとり親家庭等がより良い水準の雇用条件で就業することで安定した収入を得ることにより、自立した生活を送ることができるよう就業支援策を推進します。

また、就職活動が円滑に進むよう、ハローワークなどの関係機関との連携を促進、強化し、ひとり親家庭等の雇用の促進に結び付く支援体制を充実します。

さらに、ひとり親家庭等が、安心して子育てや家事と仕事の両立ができるよう、子育て支援サービスの充実を図ります。

### 基本目標 2 経済的支援の充実

#### 目標の方向性

ひとり親家庭等にとって経済的な支えとなっている児童扶養手当をはじめとする各種手当や貸付・助成などの制度の有効活用を促進するなど、ひとり親家庭等の経済的自立に結び付く支援体制を充実します。

### 基本目標 3 相談・情報提供体制の充実

#### 目標の方向性

ひとり親家庭等の子育てをはじめとした生活面や就職等に関する様々な悩みについて相談を受け、支援策等に関する情報を提供するとともに、関係機関が連携し、適切な支援につなげる相談・情報提供体制の充実を図ります。

## 5 基本目標ごとの取組

### (1) 就業支援の推進

#### ①より良い就業に向けた能力開発等への支援

##### ◆母子・父子自立支援プログラム策定事業

事業内容	児童扶養手当の受給者を対象に、個々の状況や希望に応じて就職までのプログラムを策定し、ハローワークと連携しながら就職まで継続的な支援を行います。
担当課	こども家庭課

##### ◆被保護者就労支援事業

事業内容	被保護者からの就労相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、被保護者の自立の促進を図ります。
担当課	生活支援課

##### ◆地域就労支援事業

事業内容	就職困難者等からの雇用・就労に関する相談をはじめ、能力開発講座の実施や関係機関との連携など、雇用・就労の支援を行います。
担当課	まちの活力創造課

##### ◆自立支援教育訓練給付金事業

事業内容	母子家庭の母親等が、職業能力の向上をめざした教育訓練講座を受講する際に支払った費用の一部を支給することにより、就職の可能性を高め、又は増収につなげ、自立を支援します。
担当課	こども家庭課

##### ◆高等職業訓練促進給付金事業

事業内容	母子家庭の母親等が、就業に結びつきやすい看護師や保育士などの資格を取得するために1年以上養成機関で修業する際に、その期間中の生活の負担を軽減し、資格取得を容易にするために、給付金を支給します。
担当課	こども家庭課

## ②子育てをはじめとした生活面への支援

## ◆阪南市留守家庭児童会

事業内容	保護者が労働等の事由により昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活指導の場を提供し、その児童の健全な育成を図ります。
担当課	生涯学習推進室

## ◆保育所等保育の提供

事業内容	保護者が就労している等の事由により、保育を必要とする乳幼児を保育所や認定こども園等で保育を実施します。
担当課	こども家庭課

## ◆保育所等への優先入所

事業内容	保護者が就労している等の事由により、保育を必要とする乳幼児のいる生活保護世帯やひとり親家庭等については、保育所等への入所を優先します。
担当課	こども家庭課

## ◆延長保育事業

事業内容	保育認定を受けた子どもに対し、通常の利用時間以外の時間において、保育所・認定こども園等において保育を実施します。
担当課	こども家庭課

## ◆一時預かり事業（預かり保育）

事業内容	家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対し、主として昼間において、幼稚園・保育所・認定こども園等において一時的に預かり、必要な保育を実施します。
担当課	こども家庭課、教育総務課、学校教育課

## ◆病児保育事業

事業内容	病児・病後児に対し、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施します。
担当課	こども家庭課

## ◆ファミリー・サポート・センター事業

事業内容	おおむね生後3か月から小学校6年生までの児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。
担当課	こども家庭課



## (2) 経済的支援の充実

### ①経済的支援

#### ◆児童扶養手当

事業内容	離婚等によるひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するため、子どもを養育する人に対し、年6回支給します。
担当課	こども家庭課

#### ◆ひとり親家庭医療費助成事業

事業内容	ひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成することにより、必要な医療を受けやすくします。
担当課	こども家庭課

#### ◆母子・父子・寡婦福祉資金（貸付事業）

事業内容	母子・父子・寡婦家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、資金の貸し付けを行います。
担当課	こども家庭課

#### ◆生活困窮者自立支援事業

事業内容	就労の状況、心身の状況、地域社会との関連性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者が、生活困窮の自立をするための必要な支援を実施します。
担当課	生活支援課

### ②費用負担の軽減に向けた取組

#### ◆小・中学校要保護・準要保護就学援助事業

事業内容	義務教育を円滑に受けられるよう、経済的に困窮している児童・生徒の保護者に対して、学校での学習に必要な費用の一部を援助し、経済的負担の軽減を図ります。
担当課	教育総務課

#### ◆小・中学校特別支援教育就学奨励事業

事業内容	小・中学校の支援学級に在籍している児童・生徒の保護者に対して、学用品等の一部を支給し、経済的負担の軽減を図ります。
担当課	教育総務課

## ◆阪南市留守家庭児童会の保育料の減額又は免除

事業内容	世帯所得の状況等に応じて、阪南市留守家庭児童会の保育料の減額又は免除を行い、負担軽減を図ります。
担当課	生涯学習推進室

## ◆保育所、認定こども園等の保育料の軽減

事業内容	世帯所得の状況等に応じて、保育所・認定こども園等の保育料の減額などを行い、負担軽減を図ります。
担当課	こども家庭課

## ◆幼児教育・保育の無償化

事業内容	幼稚園・保育所・認定こども園などを利用する子どもの保護者の経済的負担の軽減を図ります。
担当課	こども家庭課、教育総務課、学校教育課

## ◆実費徴収に係る補足給付事業

事業内容	世帯所得の状況等に応じて、教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や、給食にかかる費用の一部（副食費）を助成します。
担当課	こども家庭課、教育総務課

## ◆寡婦（夫）控除のみなし適用

事業内容	未婚で20歳未満の子を養育するひとり親家庭を対象に、子育てや福祉などのサービス（保育料、助産施設入所者負担金など）について、利用料の減額などを行い、負担軽減を図ります。
担当課	こども家庭課、教育総務課

## ◆ファミリーサポート利用料の減免

事業内容	ひとり親家庭医療の受給者のうち、小学校3年生以下の児童がいる保護者に対して、対象児童1人につき年間24枚のサポート利用券を交付し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。
担当課	こども家庭課

## ◆JR通勤定期乗車券割引

事業内容	児童扶養手当の支給を受けている世帯に属する人に対し、JR通勤定期乗車券割引に関する証明書の交付を行います。
担当課	こども家庭課

### (3) 相談・情報提供体制の充実

#### ◆母子・父子・寡婦生活相談

事業内容	母子父子自立支援員が、生活全般や子どものこと、就職や母子・父子・寡婦福祉資金の貸し付けの相談等を実施します。
担当課	こども家庭課

#### ◆ひとり親家庭等に対する施策や子育て情報、各種相談窓口の周知

事業内容	ひとり親家庭等に対し、各種相談窓口や制度等の周知を行います。
担当課	こども家庭課

#### ◆専門相談機関との連携

事業内容	適切な支援につなげるため、各種専門相談機関と相互連携を図り、支援体制を強化します。
担当課	こども家庭課



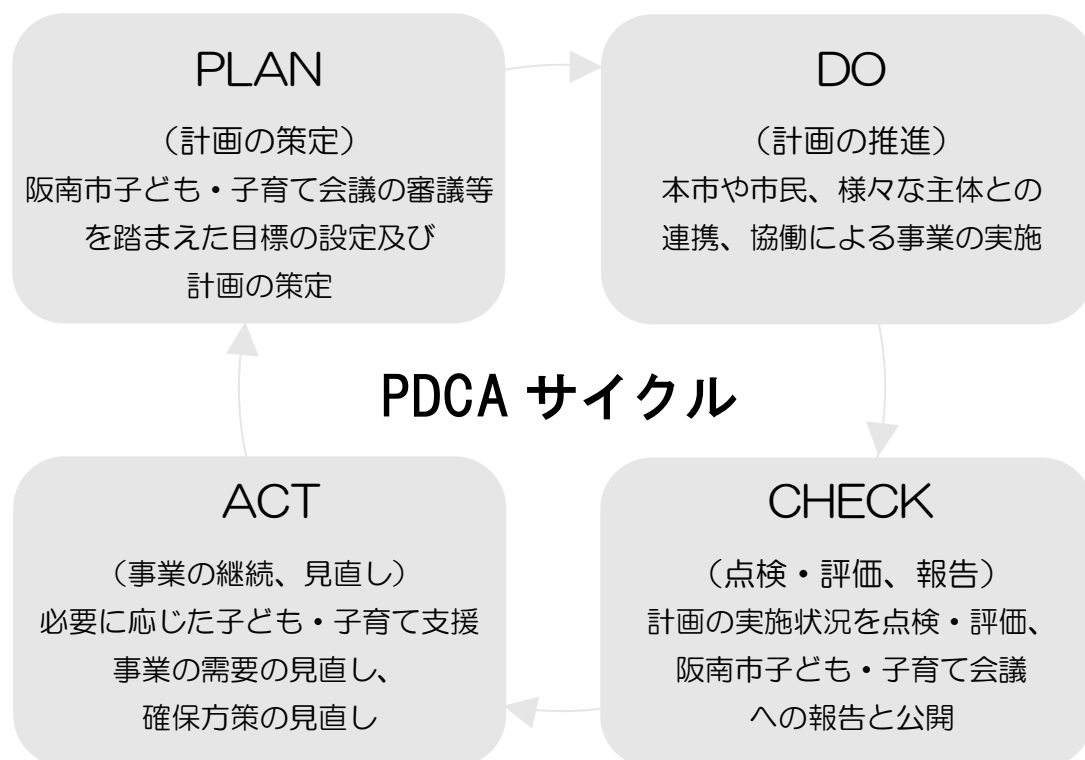
## 第8章 計画の推進

### 1 計画の推進主体と連携の強化

本計画の推進にあたって、市内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、幼稚園、保育所、認定こども園、子ども・子育て支援事業者、学校、市民等と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。

### 2 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものとしていくため、施策の進捗状況について点検・評価することが重要です。子ども・子育て支援の推進においては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、この取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、阪南市子ども・子育て会議において点検及び評価を各年度で行い、施策の改善につなげます。



## 1 阪南市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 11 日  
条例第 21 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、阪南市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するもののほか、児童福祉その他の市が実施する子どもに関する施策について市長又は教育委員会の諮問に応じ調査審議し、及び意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が教育委員会の意見を聴いて、委嘱し、又は任命する。

(1) 市民

(2) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援(以下「子ども・子育て支援」という。)の関係団体に属する者

(3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(4) 学識経験のある者

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第 5 条 特別の事項を調査審議するため市長が必要があると認めるときは、子ども・子育て会議に臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱し、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに解嘱するものとする。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

## 2 阪南市子ども・子育て会議委員名簿

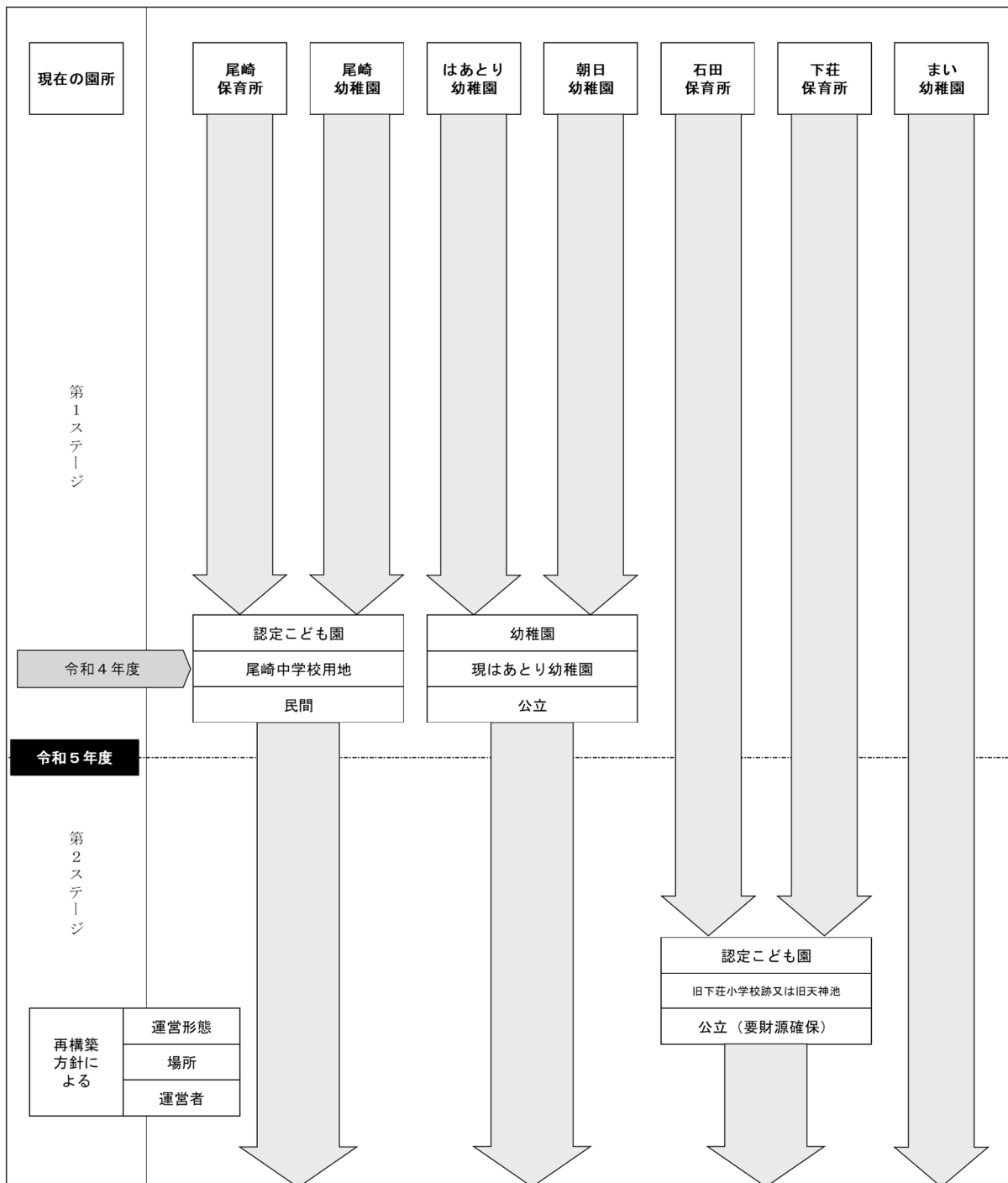
番号	区分	氏名	所属等	選出区分	任期
1	会長	シメダ シンイチロウ ト田 真一郎	常磐会短期大学	学識経験のある者	
2	副会長	ナカニシ リエ 中西 利恵	相愛大学	学識経験のある者	
3	委員	イチグチ ミナコ 市口 実奈子	市立保育所長会	子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者	H31.4.1～
4		ウチダ イクミ 打田 郁美	市立幼稚園 保護者	市民	～R1.8.31
5		オオタ ヒトミ 太田 仁美	市民委員	公募による市民	R1.9.1～
6		オオツ ヒロキ 大津 博輝	公立保育所 保護者会	市民	～R1.8.31
7		オクイ ヒロシ 奥井 宏	私立幼稚園	子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者	
8		カシワギ タカコ 柏木 多佳子	阪南市校区福祉委員会	子ども・子育て支援の 関係団体に属する者	～H31.3.31
9		カナタ アヤナ 金田 彩菜	公立保育所 保護者会	市民	R1.9.1～
10		キタムラ シンヤ 北村 辰也	阪南市PTA協議会	子ども・子育て支援の 関係団体に属する者	R1.6.1～
11		クルマタニ マサコ 車谷 雅子	NPO 法人 子どもNPO はらっぱ	子ども・子育て支援の 関係団体に属する者	
12		コジマ クミコ 小島 久美子	市立幼稚園長会	子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者	～R1.8.31
13		サカグチ レナ 坂口 礼奈	市民委員	公募による市民	R1.9.1～
14		シミズ アイ 清水 藍	私立認定こども園 保護者会	市民	
15		タケツナ フミヒロ 竹綱 文啓	私立幼稚園 保護者	市民	
16		タテシ カズ 立石 和	市立幼稚園長会	子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者	R1.9.1～
17		タニ ジュンジ 谷 淳司	私立認定こども園	子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者	～R1.8.31
18		タニモト ユウコ 谷本 裕子	市民委員	公募による市民	
19		ネナン テルミ 根無 昭美	市立幼稚園 保護者	市民	R1.9.1～
20		ハマイ ヒデヒロ 濱井 英洋	市校長会	子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者	
21		フチハラ ミナコ 淵原 美奈子	阪南市PTA協議会	子ども・子育て支援の 関係団体に属する者	～R1.5.31
22		フクモト ケイコ 福本 桂子	市立保育所長会	子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者	～H31.3.31
23		マツダ ケイ 松田 啓	阪南市校区福祉委員会	子ども・子育て支援の 関係団体に属する者	H31.4.1～
24		ヤスイ フミ 安居 章	阪南市社会福祉協議会	子ども・子育て支援の 関係団体に属する者	
25		ヤマノ モリヒコ 山野 守彦	私立認定こども園	子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者	R1.9.1～

※敬称略、委員については五十音順

### 3 計画の策定過程

実施日		策定過程
平成30年度	1月8日	◆平成30年度 第5回 阪南市子ども・子育て会議 ・第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査について
	2月8日～2月22日	◆アンケート調査の実施
平成31年度 (令和元年度)	5月7日～6月7日	◆団体ヒアリングの実施（意識調査）
	5月14日	◆平成31年度 第1回 阪南市子ども・子育て会議 ・第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画策定について ・第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査結果の概要について ・第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画の策定に伴う教育・保育提供区域の設定について
	6月26日 7月2日 7月9日	◆団体ヒアリングの実施（ヒアリング調査）
	7月9日	◆平成31年度 第2回 阪南市子ども・子育て会議 ・第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画における人口推計と家庭類型について ・第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画における子育て支援事業に係る量の見込み（案）について
	10月31日	◆平成31年度 第3回 阪南市子ども・子育て会議 ・第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について ・第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画における子育て支援事業に係る確保方策（案）について
	12月19日	◆平成31年度 第4回 阪南市子ども・子育て会議 ・第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
	2月7日～2月28日	◆パブリックコメントの実施
	3月24日	◆平成31年度 第5回 阪南市子ども・子育て会議 ・第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画（案）について

## 4 阪南市子育て拠点再構築方針イメージ図





## 5 子どもの権利条約

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）は、18歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている権利を児童について詳述し、児童の権利の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したものです。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効し、2019年（令和元年）で30周年を迎えました。日本は1994年4月に批准し、同年5月より効力が発生しています。

なお、この条約は、18歳未満の子どもを対象として、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利を守るように定めています。

### ◆◆◆ 児童の権利に関する条約（前文・第1部より） ◆◆◆

前文

第1部

第1条 子どもの定義

第2条 差別の禁止

第3条 子どもにもっともよいことを

第4条 国の義務

第5条 親の指導を尊重

第6条 生きる権利・育つ権利

第7条 名前・国籍をもつ権利

第8条 名前・国籍・家族関係を守る

第9条 親と引き離されない権利

第10条 別々の国にいる親と会える権利

第11条 よその国に連れさられない権利

第12条 意見を表す権利

第13条 表現の自由

第14条 思想・良心・宗教の自由

第15条 結社・集会の自由

第16条 プライバシー・名誉は守られる

第17条 適切な情報の入手

第18条 子どもの養育はまず親に責任

第19条 暴力などからの保護

第20条 家庭を奪われた子どもの保護

第21条 養子縁組

第22条 難民の子ども

第23条 障がいのある子ども

第24条 健康・医療への権利

第25条 施設に入っている子ども

第26条 社会保障を受ける権利

第27条 生活水準の確保

第28条 教育を受ける権利

第29条 教育の目的

第30条 少数民族・先住民の子ども

第31条 休み、遊ぶ権利

第32条 経済的搾取・有害な労働からの保護

第33条 麻薬・覚せい剤などからの保護

第34条 性的搾取からの保護

第35条 誘拐・売買からの保護

第36条 あらゆる搾取からの保護

第37条 拷問・死刑の禁止

第38条 戦争からの保護

第39条 被害にあった子どもを守る

第40条 子どもに関する司法

第41条 子どもにとってもっともよい法律

参考：unicef『子どもの権利条約』 [https://www.unicef.or.jp/about\\_unicef/about\\_rig.html](https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html)

## 6 用語集

### あ行

#### ●アセスメント

現在、過去における「個と環境」に関する広い範囲の情報を集め、整理し、分析することで、背景にある課題や状況を的確に把握すること。

### か行

#### ●寡婦

配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるものをいう。

#### ●子育て安心プラン

待機児童解消を図り、女性の就業率8割に対応できるよう、令和2年度末までに32万人分の保育の受け皿を確保することとしている。平成30年度から令和2年度までの国の3か年計画。

#### ●子ども家庭総合支援拠点

全ての子どもの権利を擁護するために、子どもとその家庭及び妊産婦を対象に、実情を把握し、子ども等に関する相談全般、通所・在宅支援を中心とした専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務が一元的に提供できるように、地域の資源を把握し、有機的につなぐことができる機能を担う拠点をいう。

### さ行

#### ●施設型給付

市町村の確認を受けた施設・事業に対する財政支援の1つ。幼稚園、保育所、認定こども園を対象とする財政支援を「施設型給付」という。

#### ●児童発達支援センター

障がいのある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行うことができる施設をいう。

#### ●スクールサポーター

子どもたちの安全を確保するため、小学校・幼稚園の来校者の確認を行っている。

### た行

#### ●特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を指し、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

#### ●特定子ども・子育て支援施設

幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等の事業を実施する施設で、幼児教育・保育の無償化の給付対象となるものとして、市が確認を行った施設をいう。

### は行

#### ●放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進することを目的に国において策定された計画。

### や行

#### ●養育支援

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える保護者等に対し、適切かつ継続的に養育することができるよう支援することをいう。

#### ●幼児教育アドバイザー

幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験をもち、域内の幼児教育施設等を巡回、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行う人をいう。

---

## 第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月発行

発行：阪南市

編集：阪南市 子ども未来部 子ども政策課

〒599-0292 阪南市尾崎町 35 番地の 1

TEL 072-471-5678 FAX 072-473-3504

---



